

## 会社法第 803 条第 1 項に定める事前開示書類

2021 年 6 月 1 日

東京都品川区大崎一丁目 11 番 3 号  
前田道路株式会社  
代表取締役社長 今泉 保彦

当社、前田建設工業株式会社（以下「前田建設」といいます。）および株式会社前田製作所（以下「前田製作所」といい、当社、前田建設および前田製作所を総称して「3社」といいます。）は、2021年10月1日をもって、共同株式移転（以下「本件株式移転」といいます。）の方法により、3社の完全親会社となるインフロニア・ホールディングス株式会社（以下「本件持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うこと（以下「本件経営統合」といいます。）に合意し、2021年5月14日開催の3社の取締役会において決議のうえ、同日付で本件株式移転に関する株式移転計画書を3社共同で作成しました。

本件株式移転に際して、会社法第 803 条第 1 項および会社法施行規則第 206 条に定める開示事項は以下のとおりです。

### 1. 株式移転計画の内容

別紙 1 「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

### 2. 会社法第 773 条第 1 項第 5 号および第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

#### (1) 株式移転対価の総数および割当ての相当性に関する事項

3社は、本件株式移転による本件持株会社の設立に際し、3社のそれぞれの株主に対し割当て交付する本件持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

#### ① 本件株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	前田建設	当社	前田製作所
株式移転比率	1.00	2.28	0.58

#### (注 1) 本件株式移転に係る株式の割当ての詳細

前田建設の普通株式 1 株に対して本件持株会社の普通株式 1 株を、当社の普通株式 1 株に対して本件持株会社の普通株式 2.28 株を、前田製作所の普通

株式1株に対して本件持株会社の普通株式0.58株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本件株式移転により、3社の株主に交付しなければならない本件持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本件持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注3) 本件持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式：391,584,459株

上記は、前田建設の発行済株式総数194,608,482株(2021年3月31日時点)、当社の発行済株式総数89,159,453株(2021年3月31日時点)および前田製作所の発行済株式総数16,100,000株(2021年3月31日時点)に基づいて算出しております。なお、3社は、それぞれ、本件株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式(前田建設：146,223株、当社：6,740,228株、前田製作所：226,953株)については本件持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本件株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本件持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本件株式移転により、1単元(100株)未満の本件持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける3社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

また、本件持株会社の定款において、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項および定款の規定に基づき、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

## ② 本件株式移転に係る割当ての内容の根拠等

### ア 算定の基礎

3社は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、前田建設は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、前田製作所は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に選定の上、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

大和証券は、3社それぞれについて、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）により株式移転比率を算定いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、当社の普通株式1株および前田製作所の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	当社	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.16	0.51～0.54
②	DCF法	1.07～2.58	0.37～1.01

なお、市場株価法については、2021年2月22日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

SMB C日興証券は、3社それぞれについて、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、3社と比較的類似する事業を手

がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、3社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、当社の普通株式1株および前田製作所の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	当社	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.16	0.51～0.54
②	類似上場会社比較法	1.61～2.95	0.22～0.44
③	DCF法	1.36～2.47	0.19～0.63

市場株価法では、当社および前田建設については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、前田製作所については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMB C日興証券は、株式移転比率の算定に際して、3社の各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

山田コンサルは、3社それぞれについて、市場株価法およびDCF法により株式移転比率を算定いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、当社の普通株式1株および前田製作所の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普

通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	当社	前田製作所
①	市場株価法	1.79～2.37	0.46～0.59
②	DCF法	1.39～2.30	0.32～0.60

なお、市場株価法については、2021年2月22日を算定基準日として、算定基準日の終値ならびに算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間および算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

山田コンサルは、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券は前田建設から、SMB C日興証券は当社から、そして山田コンサルは前田製作所から、3社各社の将来の財務見通しの提供を受け、これをDCF法による分析の基礎としております。大和証券、SMB C日興証券および山田コンサルがDCF法において使用した算定の基礎となる3社各社の将来の利益計画は、本件株式移転の実施を前提としておらず、算定書作成日現在の組織体制を前提として作成されております。また、当社および前田建設の将来の利益計画は大幅な増減益を見込んでおりませんが、前田製作所の将来の利益計画には、対前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年度3月期において、2021年度3月期における新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績悪化の反動により、対前年度比で営業利益において大幅な増益を見込んでおります。

#### イ 算定の経緯

上記のとおり、前田建設は大和証券に対し、当社はSMB C日興証券に対し、前田製作所は山田コンサルに対し、それぞれ本件株式移転に用いられる株

式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、市場株価水準等の要因を総合的に勘案し、3社それぞれが株式移転比率について慎重に検討し、交渉、協議を重ねました。その結果、最終的に上記①に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至ったため、2021年2月24日に開催された各社の取締役会において、当該株式移転比率により本件株式移転を行うことの基本合意について決議いたしました。

また、3社は、上記ア「算定の基礎」に記載の株式移転比率の算定の基礎について、本件経営統合に係る基本合意書の締結後、株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変動がないことを確認し、2021年5月14日付の本件経営統合に係る経営統合契約書および本件株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

なお、前田建設は、下記オ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から受領した株式移転比率算定書における算定結果、リーガル・アドバイザーである瓜生・糸賀法律事務所からの助言、前田建設が当社および前田製作所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、将来キャッシュフローを基礎とした算定であるDCF法における算定レンジを以て株式移転比率を検討することが妥当であると考え、大和証券のDCF法における算定レンジを参考にしつつ、株式移転比率に関する交渉を行い、上記①に記載の株式移転比率は妥当であると判断いたしました。

#### ウ 算定機関との関係

算定機関である大和証券、SMB C日興証券および山田コンサルは、いずれも3社の関連当事者には該当せず、本件株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### エ 本件持株会社の上場申請等に関する取扱い

3社は、新たに設立する本件持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、2021年10月1日を予定しております。また、3社は本件株式移転により本件持株会社の完全子会社となりますので、本件持株会社の上場に先立ち、2021年9月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

#### オ 公正性を担保するための措置

前田建設は、当社および前田製作所の支配株主であり、また、当社と前田製作所はいずれも前田建設の子会社であるため、本件株式移転は当社および前田製作所にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本件株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

A) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本件株式移転の公平性・妥当性を担保するため、上記アに記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、前田建設は大和証券を、当社はS M B C日興証券を、前田製作所は山田コンサルをそれぞれ選定し、本件株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

B) 独立した法律事務所からの助言

本件株式移転の公平性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、前田建設は瓜生・糸賀法律事務所を、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、前田製作所は西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本件株式移転の手續および意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、瓜生・糸賀法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所および西村あさひ法律事務所は、各社の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

カ 利益相反を回避するための措置

前田建設は当社の発行済株式総数の51.29%（2021年3月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式を、前田製作所の発行済株式総数の47.72%（2021年3月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式をそれぞれ保有しております。

前田建設は、当社および前田製作所の支配株主であり、また、当社と前田製作所はいずれも前田建設の子会社であるため、本件株式移転は当社および前田製作所にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本件株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

A) 当社

#### I. 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2021年1月19日、本件経営統合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件経営統合を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、前田建設および前田製作所と利害関係を有さず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている大堀龍介氏、前田建設および前田製作所と利害関係を有さず、当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている橋本圭一郎氏ならびに3社と利害関係を有しない外部の有識者である鈴木良和氏（弁護士、シティニューワ法律事務所）の3名から構成される特別委員会（以下「当社特別委員会」といいます。）を設置しました。当社特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。また、当社特別委員会は、委員間の互選により、特別委員会の委員長として、橋本圭一郎氏を選定しております。

当社は、当社特別委員会に対して、（i）本件経営統合の目的が合理的と認められるか（本件経営統合が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ii）本件経営統合の取引条件（本件株式移転における株式移転比率を含みます。）の公正性が確保されているか、（iii）本件経営統合において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、（iv）上記（i）から（iii）のほか、本件経営統合は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下（i）から（iv）を総称して「当社諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社の取締役会は、当社特別委員会の設置に当たり、本件経営統合に関する意思決定を行うに際して、当社特別委員会の判断内容を最大限尊重することおよび当社特別委員会が、当社の費用負担の下、本件株式移転の株式移転比率の算定その他当社特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができることを決議しております。なお、当社特別委員会の委員の報酬については、本件経営統合の成否または答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、当社特別委員会は、当社諮問事項の検討に際し、2021年1月下旬に、3社から独立した独自の第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を選任しております。なお、本件経営統合に係るトラスティーズに対する報酬は、本件経営統合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件経営統合の成立等を条件に支払われ

る成功報酬は含まれておりません。

当社特別委員会は、2021年1月19日から2021年2月22日までに、合計8回、合計約12時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、当社諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるSMBC日興証券ならびにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、それぞれを当社の第三者算定機関およびリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、当社特別委員会は、本件経営統合に係る検討、交渉および判断に関与する当社の取締役につき、前田建設および前田製作所との間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、当社特別委員会は、(a) 前田建設から本件経営統合の提案内容および本件経営統合の目的ならびに本件経営統合によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) 当社から、当社の沿革、当社の事業内容、本件経営統合の提案を受けた経緯、本件経営統合の目的、前田建設の提案内容についての当社の考えおよび本件経営統合が当社の企業価値に与える影響、当社の事業計画の作成経緯およびその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) 前田製作所に対し、本件経営統合によって見込まれるシナジーおよび同社の事業計画の作成経緯等についての質疑応答を実施したこと、(d) SMBC日興証券およびトラスティーズから株式移転比率の算定の結果および本件経営統合のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(e) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本件経営統合の手続面における公正性を担保するための措置ならびに本件経営統合に係る当社の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、ならびに(f) 提出された本件経営統合に係る関連資料等により、本件経営統合に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて当社諮問事項について慎重に協議および検討して審議を行っております。

なお、当社特別委員会は、3社における本件経営統合に係る協議・交渉の経緯および内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、他の2社との間の交渉過程に関与しております。

当社特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、当社諮問事項について慎重に審議および検討を行い、当社の取締役会に対し、2021年2月22日付で、大要以下のとおりの答申書を提出いたしました。

(i) 本件経営統合の目的は合理的と認められるか（本件経営統合が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

当社および前田建設によれば、今後の事業環境に照らした当社の主な経営課題としては、新たな収益基盤を構築していくとともに、既存事業の安定的な受注の確保も実現していくこと、および人口減少の影響による担い手不足等の問題に対応していくために、業務の生産性の一層の向上を図ることが挙げられるとのことである。そして、本件経営統合により、グループの経営資源を最大限活用できるようになることで、当社においては、①前田建設の経営資源を活用することで、公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野のほか、海外事業など新たな収益基盤の構築が期待でき、②官庁発注案件の受注拡大のほか、公共インフラの運營業務に付随して発生する建設工事の受注など、既存事業における受注確保も期待でき、③グループ全体での技術開発、DX、人材育成の共同推進により、生産性の向上等が期待でき、④本件持株会社を通じた上場会社としての企業規模の拡大により、今後の資金調達、信用・格付け、人材採用等の面においてもプラスの影響が期待できるとのことであるが、以上の説明内容に特段不合理な点は見当たらない。

当社は、2020年に実施された前田建設による公開買付けに対して反対意見を表明していたが、当社によれば、前田建設の連結子会社となって以降の状況に鑑みると、公開買付けの公表時点における認識とは異なり、前田建設との協業等による事業上のシナジーの可能性は十分見込まれるとの考えに至ったこと、また、答申書作成日現在に至るまで当社の企業価値が毀損される具体的な懸念事項も顕在化していないこと等から、今般、本件経営統合について前向きに検討するに至ったとのことであり、当社の判断は、答申書作成日現在までの前田建設との関係性を踏まえた上での合理的な検討の結果と認めることができる。

3社が上場会社として独立した事業運営を行うべき立場にある答申書作成日現在の資本関係を維持したままでは、それぞれの少数株主との間の利益相反の問題が伴うことにより、経営資源の相互活用に対して一定の限界が生じてしまうことは否定できず、本件経営統合によつ

て組成される本件持株会社を通じて3社の利害関係を一致させることにより、グループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を最大化させることが可能になるほか、各社の企業文化や風土を尊重し、各社の事業の枠組みを保持しながらシナジーを追及できる体制を構築していくためには本件株式移転のスキームが最良の選択であると考えたこと、また、本件株式移転においては、当社の少数株主は、本件持株会社の株主として、本件経営統合による企業価値の向上の利益を引き続き享受できる地位に立つことができることも考慮すると、シナジーの実現可能性を高めるために本件経営統合を行う必要があり、その法的スキームとして本件株式移転を選択したことは、いずれも十分な合理性があると考えられる。

当社および前田建設へのヒアリングを通じて検討した結果、コンプライアンス体制の弱体化、今後の取引先への影響、資金調達への影響、人材採用への影響、既存従業員の士気の低下などの潜在的なデメリットにおいて、本件経営統合により見込まれるメリットを上回りまたは大きく毀損する具体的な蓋然性は特段認められない。

以上を総合的に考慮すると、本件経営統合は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。

(ii) 本件経営統合の条件（本件株式移転における株式移転比率を含む。）の公正性が確保されているか

本件株式移転に係る株式移転比率のうち当社に対応する比率は、当社特別委員会が選任した第三者算定機関であるトラスティーズによる株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法および類似公開会社比準法による算定レンジの上限を上回り、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであることが認められる。この点、トラスティーズから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法における算定過程に特段不合理な点は見当たらない。また、当社特別委員会は、各社とのやり取りを通じて各社の事業計画の策定過程を確認したほか、トラスティーズによれば、各社の事業計画の内容に著しく不合理な点は見受けられないとのことであり、DCF法による算定の基礎とされた各社の事業計画についても特段不合理な点は見当たらない。以上より、トラスティーズの算定結果には一定の合理性が認められ、本件株式移転に係る株式移転比率は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると評価できる。

本件株式移転に係る株式移転比率のうち当社に対応する比率は、当

社が選任した第三者算定機関であるSMB C日興証券による株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法による算定レンジの上限を上回り、類似上場会社比較法による算定レンジの中央値に位置し、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであることが認められ、当該算定結果に照らしても合理的な水準にあると評価できる。なお、トラスティーズとSMB C日興証券の各算定結果には一定の差異が存するが、トラスティーズによれば、類似上場会社の選定の差や、DCF法における割引率の考え方、継続価値算定におけるExitマルチプル法の採否等に起因するものであるが、いずれも実務上は採り得るものであるとのことである。

本件株式移転に係る株式移転比率について、当社の株式に付されたプレミアムは、上場会社間の共同株式移転や株式交換等の他社事例におけるプレミアム水準に照らしても、一定の合理性のある水準にあると評価することができる。

当社特別委員会は、2021年2月22日付で、トラスティーズから、本件株式移転に係る株式移転比率について、当社の少数株主にとって財務的見地から見て妥当であると判断する旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得している。

本件経営統合に係る基本合意書のドラフトによれば、株式移転比率以外の条件として、当社の少数株主にとって不利益な合意内容は特に見受けられない。

下記（iii）のとおり、本件経営統合においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、株式移転比率を含む本件経営統合の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、株式移転比率を含む本件経営統合の条件には公正性が確保されていると考えられる。

（iii）本件経営統合において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

当社は、意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から当社特別委員会を設置している。当社特別委員会は、株式移転比率を含む本件経営統合の条件に係る具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関とリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないこ

とを確認し、それぞれを当社のアドバイザー等として承認し、さらに、当社特別委員会独自の第三者算定機関としてトラスティーズを選任した上で、所定の株式移転比率算定書を取得したほか、フェアネス・オピニオンを取得し、本件経営統合の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、当社は、独立したリーガル・アドバイザーから本件経営統合の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているほか、独立した第三者算定機関から所定の株式移転比率算定書を取得している。

当社は、上記の検討体制のもと、当社特別委員会から受けた交渉方針に係る意見やアドバイザーからの助言等を踏まえ、前田建設との間で実質的な交渉を行っており、交渉過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮する観点から特段不合理な点は見当たらない。

当社取締役のうち前田建設の出身者や過去に前田建設の役員を務めていた者は、当社の立場で本件株式移転における株式移転比率に係る協議および交渉に参加していないとのことであり、また、当社取締役会において予定されている本件経営統合に関する議案の採決方法についても不合理な点は認められず、その他、本件経営統合に係る協議、検討および交渉の過程で、本件経営統合に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社取締役会は、当社特別委員会の設置に当たり、本件経営統合に関する意思決定を行うに際して、当社特別委員会の判断内容を最大限尊重することを決議しており、当社特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。

本件経営統合の基本合意書に係るプレスリリースにおいては、当社特別委員会に関する情報、株式移転比率の算定結果の内容に関する情報、その他本件経営統合の目的等に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、本件経営統合においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本件経営統合は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記 (i) から (iii) を総合的に考慮すると、本件経営統合は、当

社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

## II. 当社特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得およびフェアネス・オピニオンの取得

当社特別委員会は、当社諮問事項の検討に際し、3社から独立した第三者算定機関として、トラスティーズに対し、株式移転比率の算定を依頼するとともに、株式移転比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。トラスティーズは、3社の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して重要な利害関係を有しておりません。

トラスティーズは、3社それぞれについて、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、3社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似公開会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似公開会社比準法を、3社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、当社の普通株式1株および前田製作所の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	当社	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.17	0.48～0.54
②	類似公開会社比準法	0.61～1.52	0.37～1.10
③	DCF法	1.33～2.48	0.48～0.88

市場株価法では、当社および前田建設については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、前田製作所については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

トラスティーズは、株式移転比率の算定に際して、3社の各社から提供

を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、当社特別委員会は、2021年2月22日付で、トラスティーズから、本件株式移転における当社に対する株式移転比率である2.28は、当社の少数株主にとって財務的見地から見て妥当である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しています。

（注）本フェアネス・オピニオンは、その作成日現在の経済状況および資本市場ならびにその他の状況を前提にその作成日までにトラスティーズが入手している情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化が、本フェアネス・オピニオンの意見に影響を与える場合であっても、トラスティーズは、本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更または補足する義務を負っておりません。

本フェアネス・オピニオンは、本件株式移転実行の是非および本件株式移転に関するその他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、各社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本件株式移転に関する当社特別委員会の判断の基礎資料としてトラスティーズより提供されたものであり、その他の目的に利用されることは意図されておりません。

### III. 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認および監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏および西川博隆氏は前田建設の出身者であることならびに渡邊顯氏は過去に前田建設の社外取締役を務めていたことに鑑み、利益相反の疑義を回避する観点から、2021年2月24日開催の当社の取締役会における3社間において同日付で締結した

本件経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結の議案は、当社の取締役10名のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏、西川博隆氏および渡邊顯氏を除く6名の取締役において審議し、その全員の賛成により決議を行っております。

なお、当社の取締役のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏、西川博隆氏および渡邊顯氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、当社の立場において本件株式移転における株式移転比率に係る協議および交渉に参加しておりません。

また、当社の上記取締役会においては、当社の監査役の全員が本件経営統合に関する本基本合意書の締結に異議がない旨の意見を述べております。

## B) 前田製作所

### I. 前田製作所における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

前田製作所は、当社および前田製作所が前田建設の連結子会社であり、本件株式移転が支配株主との重要な取引等に該当するものであり、前田製作所における本件株式移転の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2021年1月27日開催の前田製作所取締役会において、本件株式移転の取引条件の公正性を担保するとともに、本件株式移転に関する意思決定の恣意性を排除し、前田製作所の意思決定過程の公正性、透明性および客観性を確保し、利益相反を回避することを目的として、3社および本件株式移転の成否から独立した高橋聖明氏（前田製作所独立社外取締役、弁護士、高橋法律事務所）、渡邊千尋氏（前田製作所独立社外監査役）および笠原真人氏（公認会計士、笠原公認会計士事務所）の3名によって構成される特別委員会（以下「前田製作所特別委員会」といいます。）を設置することを決議いたしました。なお、前田製作所特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、前田製作所特別委員会の委員長として高橋聖明氏を選定しております。）前田製作所特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

そして、前田製作所は、上記取締役会決議に基づき、前田製作所特別委員会に対し、(a)本件株式移転の是非（本件株式移転が前田製作所の企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b)本件株式移転の取引条件の妥当性、(c)本件株式移転における手続の公正性、および(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、前田製作所取締役会が本件株式移転の実施を決定することが前田製作所の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「前田製作所諮

問事項」と総称します。)について諮問し、これらの点についての答申書を前田製作所に提出することを委嘱いたしました。また、併せて、前田製作所取締役会は、本件株式移転の実施を決定するに際しては、前田製作所特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、前田製作所特別委員会が本件株式移転を実施することが妥当でないと判断した場合には、本件株式移転の実施を決定しないものとするを決議するとともに、前田製作所特別委員会に対し、答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を前田製作所取締役会および担当役員に対して求める権限、本件株式移転の取引条件の公正性が確保されるよう、本件株式移転の取引条件の交渉に際して、事前の方針を確認し、適時に報告を受け、必要に応じて意見を述べたり、要請等を行う権限、および、前田製作所特別委員会が必要と認める場合には、前田製作所取締役会が本件株式移転のために選定した者とは異なる財務アドバイザーやリーガル・アドバイザーから助言を受ける権限を付与することを決議しております。

上記の前田製作所取締役会においては、前田製作所の取締役7名のうち、加藤保雄氏は過去に前田建設の従業員であったこと、田原悟氏は前田建設の従業員を兼務していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、これらの2氏および一身上の都合により欠席した高橋聖明氏を除く、4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。なお、高橋聖明氏は一身上の都合により上記の前田製作所取締役会を欠席し審議および決議に参加しておりませんが、同氏より、上記の前田製作所取締役会に先立ち、前田製作所特別委員会を設置する旨について、賛同する旨を確認しております。なお、前田製作所の監査役4名のうち田嶋良二氏および飯塚茂氏については、過去に前田建設の従業員であったことを踏まえ、利益相反を回避する観点から、上記審議には参加しておりません。

前田製作所特別委員会は、2021年1月28日から2021年2月22日まで合計6回(合計約9.5時間にわたって)開催されたほか、各会日間においても電子メール等を通じて報告・情報共有・審議および意思決定を行う等して、前田製作所諮問事項について、慎重に検討および協議を行いました。

具体的には、まず、第1回の前田製作所特別委員会において、前田製作所から、本件株式移転の検討に至るまでの経緯等を含む、本件株式移転の概要について説明を受け、質疑応答を行いました。そして、前田製作所の第三者算定機関である山田コンサル、財務アドバイザーであるみずほ証券および法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所について、それぞれ、独立性および専門性に問題がないことを確認の上、前田製作所特別委

員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

その上で、前田製作所特別委員会は、前田建設から、本件株式移転の提案に至った経緯・目的、本件株式移転によるシナジー効果、本件持株会社の組織体制やガバナンス体制の考え方等について、説明を受け、質疑応答を行いました。また、前田製作所から、本件株式移転の提案を受けるまでの経緯、前田製作所の事業、技術、財務、人材等についての強み・弱み、本件株式移転によるシナジー効果についての見解、前田製作所の事業計画の作成経緯およびその内容等について、説明を受け、質疑応答を行いました。更に、当社に対して、本件株式移転の提案を受けるまでの経緯、当社の事業、技術、財務、人材等についての強み・弱み、本件株式移転によるシナジー効果についての見解等について、質問を行い、書面により回答を受けました。山田コンサルからは、山田コンサルが実施した株式移転比率の算定に係る算定方法、前提条件、各算定方法による算定の内容等について、説明を受け、質疑応答を行いました。

前田製作所特別委員会は、前田製作所が前田建設から株式移転比率の提案を受領する都度、前田製作所と当社および前田建設との間における本件株式移転に係る協議・交渉の経緯および内容等についての報告を随時受け、その対応方針等を協議してまいりました。そして、みずほ証券から受けた近時の株式移転事例その他の統合事例におけるプレミアムに関する分析を含む財務的見地からの助言も踏まえて、その内容を審議・検討した上で、意見を述べるなどして、前田製作所特別委員会は、当社および前田建設との交渉過程に実質的に関与しております。

また、前田製作所特別委員会は、複数回、3社が公表予定のプレスリリースのドラフトについて説明を受け、西村あさひ法律事務所の助言を受けつつ、前田製作所の株主に対して本件株式移転に関する充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

前田製作所特別委員会は、このような経緯の下で、前田製作所諮問事項について慎重に協議および検討した結果、2021年2月22日に、前田製作所の取締役会に対し、大要以下の答申書を提出いたしました。

(i) 本件株式移転の是非（本件株式移転が前田製作所の企業価値の向上に資するかを含む。）

前田製作所および前田建設がおかれた事業環境を踏まえると、前田製作所の主力事業である建設機械関連事業や産業・鉄構機械関連事業は、いずれも建設関連事業であり、我が国の今後の建設関連投資の縮

小が予想される以上、前田建設が提案する「総合インフラサービス企業グループ」のメンバーとして、公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野において協業することは合理的であり、本件取引の実行が前田製作所にとって新たな収益基盤の獲得につながる可能性があるものと考えられる。また、前田製作所は前田建設の連結子会社であるが、親子上場会社ということもあって相互に経営の独立性を維持しており、前田製作所の事業が前田建設との取引に依存しないようにする傾向があるが、持株会社化による経営統合によって取引範囲の拡大や取引額の拡大も期待できると考えられる。

また、前田建設が掲げる本件株式移転の実行により想定される具体的効果（(a)総合インフラサービス企業として国内外での地位（ブランド）確立、(b)外部格付け向上によるグループ金融のメリットの追求（資本コストの低減）、(c)異業種を含めたM&Aの加速、(d)DX、R&Dの共同取り組み、(e)間接部門のシェアード化による生産性の向上、(f)法的リスクの軽減、(g)ガバナンスの強化（指名委員会等設置会社への移行、親子上場の解消等）、(h)人材の採用・育成の強化等）についても、それぞれ、その実現が期待できるものと考えられる。また、前田製作所の株式のJASDAQ市場における流動性が低いことに鑑みると、前田製作所の株式の非上場化によるデメリットは大きくないと考えられる。

以上より、本件株式移転は、前田製作所の企業価値の向上に資するものと認められるので、是認できる。

#### (ii) 本件株式移転の取引条件の妥当性について

前田製作所特別委員会は、前田製作所の第三者算定機関である山田コンサルより、株式移転比率の算定方法および算定プロセスならびに株式移転比率の算定基礎となる3社の一株当たり価値算定に関する考察過程について説明を受けるとともに、書面による質疑応答を行った。その結果、上記算定方法および算定プロセスならびに考察過程に不合理な点は見当たらず、山田コンサル作成の株式移転比率算定書に依拠することが出来ると評価した。そして、本件株式移転における株式移転比率は、前田建設を1.00とした場合、前田製作所を0.58とするものであるところ、山田コンサル作成の株式移転比率算定書の算定結果のレンジ内に含まれていることが認められる。また、本件株式移転における株式移転比率は、前田製作所の株式に関して、(a)近時の株式移転事例その他の統合事例におけるプレミアムと比較して遜色のな

い水準のプレミアムが付されていると評価できること、(b)山田コンサル作成の株式移転比率算定書における市場株価法およびDCF法の何れの手法を採用した場合であっても、株式移転比率の算定結果のレンジの上限に近い水準に位置していることが認められる。

加えて、前田製作所より共有を受け確認した基本合意書のドラフトについて、本件株式移転に係るその他の取引条件について、他の類似事例と比較して、前田製作所の少数株主に不利益となる事情は認められない。

以上より、本件株式移転の取引条件は妥当性が確保されていると考えられる。

### (iii) 本件株式移転における手続の公正性

前田製作所は、当社および前田製作所が前田建設の連結子会社であり、本件株式移転が支配株主との重要な取引等に該当するものであり、前田製作所における本件株式移転の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、前田製作所特別委員会を設置している。そして、前田製作所特別委員会は、(a)前田製作所が前田建設から株式移転比率の初期的な提案を受ける前に速やかに設置されており、取引条件の形成過程の初期段階から前田製作所特別委員会が前田製作所と当社および前田建設との間の交渉に関与する状態が確保されていたこと、(b)その委員がそれぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであること、(c)その設置の判断、権限と職責、委員の選定や報酬の決定の各過程において、前田製作所の独立社外取締役および独立社外監査役が実質的に関与する形で行われる体制が確保されていたこと、(d)前田建設より株式移転比率の初期的な提案を受けてから前田製作所が最終的な提案を応諾するに至るまで、複数回にわたり前田製作所との間で協議を行い前田製作所に意見を述べ、指示や要請をするなどして、当社および前田建設との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたこと、(e)前田製作所が選定した外部アドバイザーに関してそれぞれ独立性および専門性に問題がないことを確認の上、必要に応じて専門的助言を受けていること、(f)本件株式移転の当事者に対して直接インタビューまたは書面による質問を実施するとともに、基本合意書のドラフトや公表予定のプレスリリースのドラフト等、非公開情報を含めた重要な情報を入手し、これによって得られた情報を合わせて本件株式移転の検討を行う体制を確保していること、(g)その委員に

対して、それぞれ職務の対価として、本件株式移転の成否または答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされていること、(h) 前田製作所の取締役会において、本件株式移転の実施を決定するに際しては、前田製作所特別委員会の答申内容を最大限尊重することおよび前田製作所特別委員会が本件株式移転を実施することが妥当でないと判断した場合には、本件株式移転の実施を決定しないものとすることを決議していること、ならびに、(i) 前田製作所の取締役のうち答申書作成日現在または過去に前田建設の従業員であった取締役2名が関与しない形で本件株式移転の検討・交渉を行うとともに、当該取締役2名および監査役のうち過去に前田建設の従業員であった2名については本件株式移転に関する取締役会の審議および決議には参加させていないことなどから、独立性を有するとともに有効に機能していることが認められる。

前田製作所は、当社、前田建設および前田製作所から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本件株式移転に関する諸手続を含む前田製作所の取締役会の意思決定の方法および過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。また、当社、前田建設および前田製作所から独立した第三者算定機関として山田コンサルを選定し、2021年2月22日付で株式移転比率算定書を取得している。加えて、当社、前田建設および前田製作所から独立した財務アドバイザーとしてみずほ証券を選定し、助言を得ている。

本件株式移転においては、いわゆる積極的なマーケット・チェックを実施していないとのことであるが、前田建設が第三者に対して保有する前田製作所株式を売却する意向はないと考えられ、真摯な対抗提案がされることは期待できないため、積極的なマーケット・チェックをする意義に乏しいと認められる。また、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定・公表する予定はないとのことであるが、当該条件を設定することは本件株式移転の成立を不安定なものとし、ひいては本件株式移転に賛同する前田製作所の少数株主の利益に資さない可能性があり、また、前田製作所において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、当該条件が設定されていないことが直ちに本件株式移転の手續の公正性を損なわせるものとはいえない。

前田製作所特別委員会に関する情報、株式移転比率算定書に関する情報およびその他の情報は、一般株主に対してプレスリリースを通じ

て十分に開示されることが予定されていると認められる。

以上より、本件株式移転の手續の公正性は確保されていると考えられる。

(iv) 前田製作所の取締役会が本件株式移転の実施を決定することが前田製作所の少数株主にとって不利益なものでないかについて

以上のとおり、本件株式移転は前田製作所の企業価値の向上に資するものと認められるので、是認できること、本件株式移転の取引条件は妥当性が確保されていると考えられること、および、本件株式移転における手續の公正性は確保されていると考えられること、また、その他の点についても、特別委員会において、本件株式移転による経営統合が前田製作所の少数株主にとって不利益なものであると考える事情等は特に見当たらなかったことからすれば、前田製作所の取締役会が、本件株式移転の実施を決定することは、前田製作所の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

II. 前田製作所における利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

前田製作所は、2021年2月24日開催の取締役会において、審議および決議に参加した前田製作所の取締役（加藤保雄氏および田原悟氏を除く取締役5名）の全員一致で、本基本合意書を締結する旨の決議を行いました。なお、上記 i における前田製作所特別委員会の設置に関する決議と同様、取締役である加藤保雄氏および田原悟氏は、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における審議および決議には一切参加しておらず、前田製作所の立場において当社および前田建設との協議および交渉にも一切参加しておりません。

また、上記取締役会には、前田製作所の監査役（田嶋良二氏および飯塚茂氏を除く監査役2名）が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、前田製作所の監査役である田嶋良二氏および飯塚茂氏は、上記 I における前田製作所特別委員会の設置に関する決議と同様、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における審議および決議には一切参加しておらず、前田製作所の立場において当社および前田建設との協議および交渉にも一切参加しておりません。

(2) 本件持株会社の資本金および準備金等に関する事項

本件持株会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

1. 資本金の額 20,000,000,000円
2. 資本準備金の額 5,000,000,000円
3. 利益準備金の額 0円

これら資本金および準備金の額は、本件持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、3社との間で協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しています。

### (3) 自己株式および3社に割り当てられる本件持株会社の株式の取り扱い

3社は、それぞれ、本件株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、各社の自己株式につき本件持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本件株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本件持株会社が発行する上記(1)①記載の新株式数は変動することがあります。

本件株式移転に際し、前田建設が保有する当社株式(2021年3月31日現在42,271,300株)および前田製作所株式(2021年3月31日現在7,115,000株)ならびに当社が保有する前田建設株式(2021年3月31日現在3,877,599株)および前田製作所株式(2021年3月31日現在345,000株)に対しては、株式移転比率に応じて、本件持株会社の株式が割り当てられる結果、当社および前田建設は完全親会社である本件持株会社の株式を保有することとなりますが、当該本件持株会社の株式については、本件株式移転効力発生日以降、本件持株会社への現物配当も含めて、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

なお、当該処分によって本件持株会社が保有することになる本件持株会社の自己株式については、原則として消却することを予定しております。

## 3. 前田建設および前田製作所に関する事項

### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

前田建設および前田製作所の2021年3月期に係る計算書類等の内容は、それぞれ別紙2「前田建設工業株式会社2021年3月期計算書類等」および別紙3「株式会社前田製作所2021年3月期計算書類等」のとおりです。

### (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

#### ア 剰余金の配当

前田建設は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された前田建設の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月23日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり38円の配当を行うことを予定しております。

前田製作所は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された前田製作所の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月22日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり10円の配当を行うことを予定しております。

イ 自己株式の消却

前田建設および前田製作所は、それぞれ、基準時（本件株式移転に際して本件持株会社が3社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時をいいます。以下同じです。）において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本件株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却することを予定しております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ア 剰余金の配当

当社は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月25日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり70円の配当を行うことを予定しております。

イ 自己株式の消却

当社は、基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本件株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却することを予定しております。

以上

## 別紙1

### 株式移転計画書（写）

前田建設工業株式会社（以下「甲」という。）、前田道路株式会社（以下「乙」という。）および株式会社前田製作所（以下「丙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

甲、乙および丙は、本移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲、乙および丙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

#### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。
  - (1) 目的  
新会社の目的は、別紙の「定款」第2条記載のとおりとする。
  - (2) 商号  
新会社の商号は、「インフロニア・ホールディングス株式会社」とし、英文では「INFRONEER Holdings Inc.」と表示する。
  - (3) 本店の所在地  
新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とする。
  - (4) 発行可能株式総数  
新会社の発行可能株式総数は、1,200,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の「定款」記載のとおりとする。

#### 第3条（新会社の設立時取締役および設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

前田操治

岐部一誠

西川博隆

塩入正章

橋本圭一郎（社外取締役）

米倉誠一郎（社外取締役）

森谷浩一（社外取締役）

村山利栄（社外取締役）

高木敦（社外取締役）

2. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY 新日本有限責任監査法人

#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 新会社が、本株式移転に際して、甲、乙および丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲、乙および丙の株主に対して交付する、甲、乙および丙の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。

(1) 甲が基準時において発行している普通株式の数に1を乗じた数

(2) 乙が基準時において発行している普通株式の数に2.28を乗じた数

(3) 丙が基準時において発行している普通株式の数に0.58を乗じた数

2. 新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時における甲、乙および丙の株主に対して、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。

(1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合

(2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式2.28株の割合

(3) 丙の株主に対しては、その所有する丙の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.58株の割合

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理する。

#### 第5条（新会社の資本金および準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

20,000,000,000円

(2) 資本準備金の額

5,000,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

#### 第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙および丙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2021年6月23日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、2021年6月25日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
3. 丙は、2021年6月22日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
4. 前三項の定めにかかわらず、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙および丙協議の上、合意により前三項に定める本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるための株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり38円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり70円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 丙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲、乙および丙は、前三項に定める場合を除き、本移転計画の作成後、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、甲、乙および丙協議の上、合意した場合にはこの限りでない。

#### 第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定するものとし、甲、乙および丙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續きを行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人はみずほ信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（自己株式の消却）

甲、乙および丙は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲

の株式（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

#### 第 11 条（会社財産の管理等）

甲、乙および丙は、本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ、自らおよびその子会社をして、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行ならびに財産の管理および運営を行い、かつ、行わせるものとする。甲、乙および丙は、本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ、自らおよびその子会社の財産または権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲、乙および丙協議の上、他の全当事者の同意を得てこれを行い、またはこれを行わせる。

#### 第 12 条（本移転計画の効力）

本移転計画は、(i) 第 7 条に定める甲、乙もしくは丙の株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認もしくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii) 新会社の成立の日までに本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られなかった場合、または(iii) 次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

#### 第 13 条（株式移転条件の変更および本株式移転の中止）

本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、以下のいずれかの事由に該当する場合は、甲、乙および丙は、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更しまたは本株式移転を中止することができる。

- (1) 甲、乙もしくは丙またはその子会社の事業、財産状態または経営状態に重大な変更または影響を及ぼす事象が発生しまたは判明した場合
- (2) 本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生しまたは判明した場合
- (3) その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合

#### 第 14 条（協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、甲、乙および丙が別途協議の上、合意により定める。

以上

本移転計画作成の証として、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年5月14日

甲： 東京都千代田区富士見二丁目10番2号  
前田建設工業株式会社  
代表取締役社長 前田 操治

乙： 東京都品川区大崎一丁目11番3号  
前田道路株式会社  
代表取締役社長 今泉 保彦

丙： 長野県長野市篠ノ井御幣川1095番地  
株式会社前田製作所  
代表取締役社長 塩入 正章

別紙

インフロニア・ホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、インフロニア・ホールディングス株式会社と称し、英文では INFRONEER Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 土木建築工事その他建設工事全般の請負、企画、測量、設計、施工、監理及びコンサルティング並びに土木建築工事の諸材料の製作及び販売
- (2) 建設機械、運搬機械、産業機械、農林・水産業機械その他各種機械器具、各種鋼材製品並びにそれらの部品の設計、製造、販売、賃貸、修理、輸出入、設置工事の請負
- (3) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
- (4) 住宅の設計、監理、施工及び販売
- (5) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発、宇宙開発、環境整備、排出権取引に関する事業並びにこれらに関する請負、企画、設計、監理、施工、マネジメント及びコンサルティング
- (6) 道路、鉄道、港湾、空港、河川施設、上下水道、庁舎、廃棄物処理施設、駐車場その他の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、施工、監理、保有、譲渡、維持管理及び運営
- (7) ホテル、旅館等の宿泊施設、ゴルフ場、テニス場、競技場等のスポーツ施設、遊戯場、遊園地、動植物園等の娯楽施設、医療施設、教育施設、レストランの保有、経営、コンサルティング及びこれら施設の賃貸、並びにゴルフ会員権及びスポーツクラブの会員権の売買
- (8) コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの開発及び販売
- (9) 金銭貸付に関する業務
- (10) 工業所有権、ノウハウ、著作権等無体財産権のソフトウェアの企画開発、取得、賃貸及び販売
- (11) 各種混練装置並びにこれに関連するシステム及びソフトウェアの開発、設計、製作、修理、賃貸及び販売

- (12) 鉱物、砂利、砂、土石その他の各種建材の採掘、採取、製造及び販売
  - (13) 農産物、林産物、畜産物、水産物の生産、加工、販売及び関連施設の  
開発、運営並びに関連技術の取得、開発、実施許諾及び販売
  - (14) 環境汚染物質の除去、土壌浄化、河川・湖沼・港湾の水質浄化等の  
環境保全、廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、処分、再利用に  
関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、施工、マ  
ネジメント及びコンサルティング
  - (15) 発電及び電気、熱等エネルギーの供給に関する事業並びにこれに関  
連する施設の管理、運営及び賃貸
  - (16) 営業関係事業への投資
  - (17) 各種鉄鋼製品、非鉄金属製品の設計、製造、販売、賃貸、修理及び輸  
出入
  - (18) 各種プラントその他建設工事の設計、施工、管理及び請負
  - (19) 各種建設用その他産業用資材、機器の販売、賃貸及び輸出入
  - (20) 自動車、原動機付自転車、自転車及びその部品、付属品の販売並び  
にこれに関連する機器、用品の販売、賃貸、修理及び輸出入
  - (21) スポーツ用品、楽器、衣服及び住宅設備機器、什器の販売及び輸出  
入
  - (22) 損害保険代理業
  - (23) 介護用品、介護用機器の賃貸、販売及び製造
  - (24) 労働者派遣事業
  - (25) 金属粉末素材等の製造及び販売
  - (26) 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理及び売買並びにその他の  
投資業
  - (27) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
- 2 当社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれに附帯又は関連す  
る一切の業務を行うことができる。
- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他  
必要と認めた業務
  - (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務  
及び余剰資金の運用業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、  
次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という）
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,200,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### (招集権者)

第 15 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

#### (議 長)

第 16 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役又は執行役が議長となる。

- 2 前項の取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 21 条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の権限)

第 24 条 取締役会は、当会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

- 2 取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。

(役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第 28 条 当社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第 5 章 指名委員会等

(指名委員会等の委員の選定)

第 33 条 指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

2 指名委員会等の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(指名委員会等規則)

第 34 条 指名委員会等に関する事項は、法令、定款又は取締役会が定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。

## 第 6 章 執行役

(執行役の員数)

第 35 条 当社の執行役は、30 名以内とする。

(執行役の選任)

- 第 36 条 執行役は、取締役会の決議により、これを選任する。
- 2 代表執行役は、取締役会の決議により、執行役の中から選定する。

(執行役の任期)

- 第 37 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

- 第 38 条 取締役会は、その決議により、代表執行役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議により、執行役社長 1 名、執行役副社長、専務執行役、及び常務執行役を各若干名定めることができる。

(執行役の責任免除)

- 第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

## 第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議により、これを選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

- 第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第 43 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

## 附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 第 42 条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、会社設立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。

(附則の削除)

第 2 条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

別紙 2 (前田建設工業株式会社 2021 年 3 月期計算書類等を添付)

別紙 3 (株式会社前田製作所 2021 年 3 月期計算書類等を添付)

# 前田建設工業株式会社

## 計 算 書 類 等

自 2020年4月 1 日  
第76期 ( )  
至 2021年3月31日

## I. 企業集団の現況

### 1. 事業の経過及び成果

#### (1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の長期化の影響により、多くの社会経済活動において制約を受けるなかで、各種政策の効果による一部持ち直しの動きが見られるものの、総じて厳しい状況が続きました。

建設業界におきましては、関連予算の執行により公共投資は堅調に推移し、設備投資においても持ち直しの動きが見られた一方で、住宅建設はおおむね横ばいで推移し、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

このような状況のなかで、当社は、2019年度を初年度とする中期経営計画「Maeda Change 1st Stage'19~'21」を策定し、付加価値生産性向上への基盤を構築する「生産性改革」、新たなステージへの挑戦に向けた「脱請負事業の全社的推進」、新たな企業文化への変革に向けた土台を構築する「体質改善」の3つの重点施策に取り組んできました。

また、本年2月にはグループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、当社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所の3社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて基本合意書を締結いたしました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比39.0%増の6,780億円余、営業利益は建設事業部門が堅調であったことにより463億円余となり、経常利益は456億円余となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、232億円余となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、新たに舗装事業を報告セグメントとしています。

**建設事業**  
(建築事業及び  
土木事業)

売上高  
**394,278**百万円  
(前期比6.1%減)

当社グループの建設事業の売上高は前期比6.1%減の3,942億円余となり、セグメント利益につきましては、国内建築工事が受注工事の着工時期の影響などで、当期出来高が減少し、土木工事の新型コロナウイルス感染症の影響から発注者協議の遅れ等による工事遅延などが一部の工事で見られたものの大型工事の完成、設計変更の獲得により、前期比6.3%増の294億円余となりました。

当社グループの建設事業は、大半は当社が占めており、当社の受注高につきましては、建築事業は海外工事の受注が減少したものの、国内官公庁工事及び国内民間工事の受注が増加したため、前期比2.5%増の2,452億円余、土木事業は国土交通省、道路リニューアル工事を始めとした国内官公庁工事の受注が増加したため、前期比4.6%増の1,636億円余、受注高合計は前期比3.4%増の4,088億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事35.8%、民間工事64.2%であります。



当社の主な受注工事は次のとおりであります。

発注者 (敬称略)	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	鳥海ダム仮締切 (地中壁) 工事	秋田県
十条駅西口地区市街地再開発組合	十条駅西口地区第一種市街地再開発事業 施設建築物等 新築工事	東京都
J R西日本不動産開発(株)	(仮称) J R金沢駅西NKビル開発 (オフィス棟) 新築工事 (その2)	石川県
国土交通省近畿地方整備局	大野油坂道路東市布トンネル工事	福井県
オリックス(株)	(仮称) 箕面ロジスティクスセンター新築工事	大阪府

当社の売上高 (完成工事高) につきましては、建築事業が前期比2.8%減の2,143億円余、土木事業が前期比3.4%減の1,486億円余、売上高合計は前期比3.1%減の3,630億円余となりました。これにより手持工事高 (次期繰越高) は前期比7.4%増の6,619億円余となっております。

当社の主な完成工事は次のとおりであります。

発注者 (敬称略)	工事名	工事場所
岩手県	二級河川鶴住居川筋鶴住居地区河川災害復旧 (23災647号) 水門土木工事	岩手県
住友不動産(株)	(仮称) 御茶ノ水計画	東京都
(株)フジキカイ	フジキカイ新事業所建設工事	愛知県
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部大阪支社	北陸新幹線、柿原トンネル他	福井県
九州旅客鉄道(株)、宮崎交通(株)	アミュプラザみやざき うみ館 (J R宮交ツインビル駅前棟 (仮称) 新築工事)	宮崎県

## 舗装事業

売上高  
**232,445**百万円

舗装事業は、舗装工事等における建設事業及びアスファルト合材等の製造及び販売に関する事業を中心に展開しており、売上高は2,324億円余となり、セグメント利益は116億円余となりました。



## 製造事業

売上高  
**34,458**百万円  
(前期比9.7%減)

製造事業は、建設機械の製造を中心に展開しており、建設機械関連商品の販売等が堅調に推移したものの、産業機械関連商品の販売等が新型コロナウイルス感染症による国内外の設備投資が控えられた影響で減少したことにより、売上高は前期比9.7%減の344億円余となり、セグメント利益は前期比23.2%減の14億円余となりました。



## インフラ運営事業

売上高  
**15,283**百万円  
(前期比18.1%減)

インフラ運営事業は、再生可能エネルギー事業及びコンセッション事業を中心に展開しており、愛知道路コンセッション株式会社において新型コロナウイルス感染症の影響により高速道路料金収入が減少したことにより、売上高は前期比18.1%減の152億円余となり、セグメント利益は前期比18.6%減の32億円余となりました。



## その他

売上高  
**1,594**百万円  
(前期比85.8%減)

その他の事業は、不動産事業を中心に展開しており、売上高は前期比85.8%減の15億円余となり、セグメント利益は前期比46.0%増の5億円余となりました。



[当社の部門別受注高・売上高及び次期繰越高]

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	計	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	建築事業	321,648	245,209	566,857	214,393	352,464
	土木事業	294,537	163,613	458,151	148,644	309,506
	小計	616,186	408,822	1,025,009	363,038	661,971
インフラ運営事業	－	1,423	1,423	1,423	－	
不動産事業	301	1,623	1,925	1,624	300	
合計	616,488	411,869	1,028,357	366,086	662,271	

## (2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中の設備投資の総額は208億円余であります。このうち主なものは、建設機械の取得及び更新であります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達につきましては、当社において既存借入金の借換資金として2020年9月に第27回無担保社債（10年債）100億円及び第28回無担保社債（5年債）100億円を発行、2020年10月に長期借入金600億円の長期借入を実施しました。その他、主要取引金融機関と総額300億円のコミットメントラインを締結しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止策など、各種政策の効果により、持ち直しの兆しが見られますが、引き続き感染状況を注視し、雇用や所得環境など、社会経済活動に与える影響を十分注意していく必要があります。

建設業界におきましては、関連予算の執行による公共投資の底堅い推移が期待されます。企業の設備投資につきましては、不透明な部分があるものの、機械投資を中心に一層の持ち直しが期待されており、住宅建設につきましては、当面、横ばいで推移していくものと予想されます。

このような状況のなかで、当社は、昨年度に次の100年を見据えて今後の10年を「NEXT10」とし、請負と脱請負の融合による「総合インフラサービス企業」への転換、あわせてその実現による「あらゆるステークホルダーから信頼を獲得する企業」の目標達成のため、今後も全社一丸となって取り組みを進めます。

また、当社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の3社にて、持株会社体制への移行を通じ、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えております。

今後将来的に経営環境が著しく変化していくなかで、これまで以上に3社が国内外で築き上げてきた得意分野を共有し、収益力の向上と新たな収益基盤の確立、技術開発やビッグデータの有効活用、デジタルツールの開発、人材育成をはじめとした経営資源の更なる強化をグループ全体として進めていく所存であります。

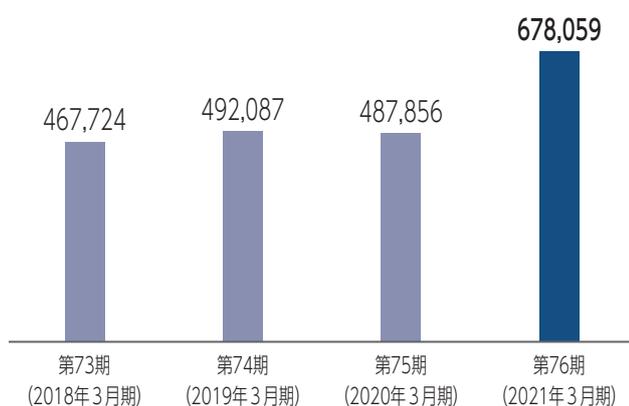
## 2. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分		第73期	第74期	第75期	第76期 (当期)
売上高	(百万円)	467,724	492,087	487,856	678,059
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	23,057	23,952	14,342	23,275
1株当たり当期純利益	(円)	121.35	126.14	77.24	125.27
総資産	(百万円)	681,769	717,630	920,786	928,889
純資産	(百万円)	234,390	252,582	343,589	367,527

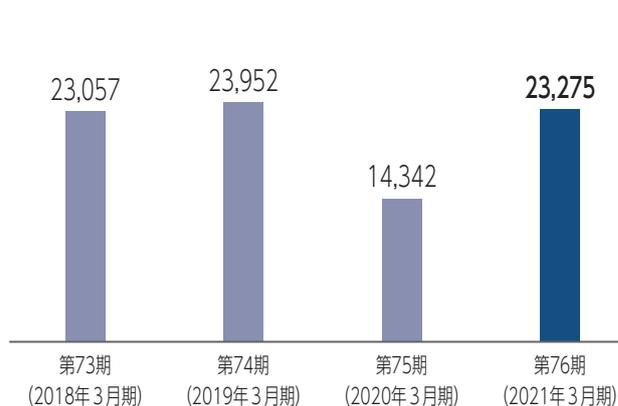
#### 売上高

(単位：百万円)



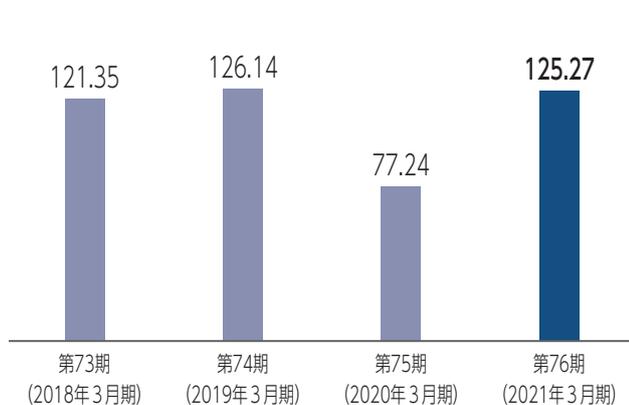
#### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



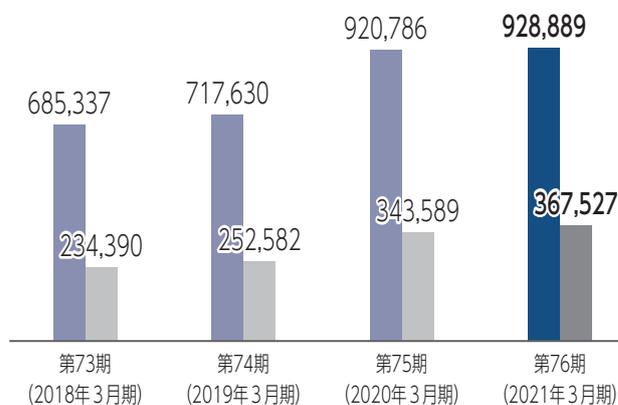
#### 1株当たり当期純利益

(単位：円)



#### 総資産/純資産

(単位：百万円)



## (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第73期	第74期	第75期	第76期 (当 期)
受注高	(百万円)	373,830	428,091	408,546	411,869
売上高	(百万円)	374,232	401,273	387,266	366,086
当期純利益	(百万円)	19,035	20,424	21,359	36,247
1株当たり当期純利益	(円)	96.23	103.31	110.36	187.33
総資産	(百万円)	411,323	455,733	519,616	555,436
純資産	(百万円)	173,618	190,072	187,749	233,276

## 3. 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
前田道路株式会社	百万円 19,350	% 51.33	舗装、土木及びこれらに関する事業 アスファルト合材、アスファルト乳剤等 の製造及び販売に関する事業
株式会社前田製作所	百万円 3,160	47.74	建設機械の製造、販売、レンタル
愛知道路コンセッション株式会社	百万円 480	50.00	道路の維持管理、運営業務
匿名組合愛知道路コンセッション	百万円 -	-	同上
株式会社JM	百万円 350	100.00	建物・設備の点検、診断、修繕、改修、 改装
フジミ工研株式会社	百万円 250	50.00	コンクリート二次製品の設計、製造、販 売
株式会社エフビーエス	百万円 100	75.00	建築物のリニューアル及びビルメンテナ ンス、地盤改良、各種のボーリングに関 する工事の請負
Thai Maeda Corporation Ltd.	千バーツ 20,000	45.01	建設全般の請負、計画、設計、コンサル 業務
匿名組合五葉山太陽光発電	百万円 -	-	太陽光発電事業
匿名組合美祢太陽光発電	百万円 -	-	太陽光発電事業
匿名組合八峰風力開発	百万円 -	-	風力発電事業

(注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

2. 当社は、2020年6月26日を効力発生日として、前田総合インフラ株式会社を吸収合併いたしました。

## 4. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、舗装事業、製造事業、インフラ運営事業及びそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者「(特-29) 第2655号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「(10) 第41021号」として東京都知事免許を受けております。

## 5. 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

### (1) 当社

本店：東京都千代田区富士見二丁目10番2号  
光が丘本社（東京都練馬区）

支店：北海道支店（札幌市）                      中部支店（名古屋市）  
東北支店（仙台市）                              関西支店（大阪市）  
関東支店（さいたま市）                        中国支店（広島市）  
東京建築支店（東京都千代田区）            四国支店（高松市）  
東京土木支店（東京都千代田区）            九州支店（福岡市）  
北陸支店（富山市）                              沖縄支店（那覇市）

出張所：香港（香港）、バンコック（タイ）、プノンペン（カンボジア）、台湾（台湾）、スリランカ（スリランカ）、  
米国（米国）、ヤンゴン（ミャンマー）、ジャカルタ（インドネシア）、メキシコ（メキシコ）

駐在員事務所：ハノイ（ベトナム）

技術研究所：ICI総合センター（取手市）

### (2) 主要な子会社

前田道路株式会社（東京都品川区）

株式会社前田製作所（長野県長野市）

愛知道路コンセッション株式会社（愛知県半田市）

匿名組合愛知道路コンセッション（愛知県半田市）

株式会社JM（東京都千代田区）

フジミ工研株式会社（埼玉県比企郡滑川町）

株式会社エフビーエス（東京都中央区）

Thai Maeda Corporation Ltd.（タイ）

匿名組合五葉山太陽光発電（岩手県大船渡市）

匿名組合美祢太陽光発電（山口県美祢市）

匿名組合八峰風力開発（秋田県山本郡八峰町）

## 6. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### (1) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	名
建築事業	2,231	20
土木事業	1,273	△5
舗装事業	2,554	2,554
製造事業	640	2
インフラ運営事業	113	7
その他	15	△2,215
全社(共通)	103	21
合計	6,929	384

(注) 当連結会計年度より連結子会社である前田道路株式会社の従業員数については、事業区分をその他から舗装事業に変更しております。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
3,220	59	43.2	17.4

## 7. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	百万円 37,225
株式会社三井住友銀行	37,191

## 8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所は、2021年2月24日付の「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」で公表しましたとおり、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、同日、基本合意書を締結いたしました。また、2021年5月14日開催予定の3社の取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画の作成を予定しております。この共同持株会社設立に関して、2021年6月23日開催予定の当社第76回定時株主総会において、共同株式移転による共同持株会社設立に関する議案を付議する予定であります。

## II. 会社の状況

### 1. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	635,500,000株
(2) 発行済株式の総数 (自己株式を含む)	194,608,482株
(3) 株主数	8,913名
(4) 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
光が丘興産株式会社	24,311	12.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,510	6.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,304	3.24
住友不動産株式会社	5,885	3.03
株式会社みずほ銀行	5,100	2.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,677	2.41
J P MORGAN CHASE BANK 385632	4,329	2.23
株式会社三井住友銀行	4,150	2.13
前田道路株式会社	3,877	1.99
前田建設工業社員持株会	3,234	1.66

(注) 持株比率は自己株式 (146,223株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役位	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役 (社外取締役除く)	52,821	7
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前田 操 治	執行役員社長
代表取締役	中西 隆 夫	専務執行役員、土木事業本部長
取締役	関本 昌 吾	専務執行役員、営業企画担当
取締役	近藤 清 一	専務執行役員、監査統括
取締役	岐部 一 誠	専務執行役員、CSR・環境担当、経営革新本部長
取締役	大川 尚 哉	専務執行役員、CSV戦略担当、技術・情報統括、 経営革新本部 副本部長（技術・DX担当）、 建築事業本部 副本部長（技術担当）、 土木事業本部 副本部長（技術担当）
取締役	幡鎌 裕 二	専務執行役員、建築事業本部長
取締役	土橋 昭 夫	キャノンマーケティングジャパン株式会社 社外取締役
取締役	幕田 英 雄	長島・大野・常松法律事務所 顧問 弁護士 日本原子力研究開発機構契約監視委員会 委員 株式会社ダイセル 社外監査役 富士通株式会社 社外監査役
取締役	村山 利 栄	株式会社新生銀行 社外取締役
取締役	高木 敦	株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ 代表取締役
常勤監査役	伊藤 雅 規	
常勤監査役	大嶋 義 隆	
常勤監査役	小笠原 四 郎	
監査役	佐藤 元 宏	公認会計士佐藤元宏事務所 所長 株式会社不二家 社外監査役 ウェルネット株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	篠 連	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 高島株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役土橋昭夫、幕田英雄、村山利栄及び高木敦の4氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役伊藤雅規、監査役佐藤元宏及び監査役篠連の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役伊藤雅規氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績並びに財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役土橋昭夫、取締役幕田英雄、取締役村山利栄、取締役高木敦、常勤監査役伊藤雅規、監査役佐藤元宏及び監査役篠連の7氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	土橋 昭夫	当事業年度において21回開催された取締役会のうち20回に出席し、経験豊富な企業経営者として、業務執行の経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に関する幅広い意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員長として、当事業年度において5回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における議案審議を主導致しました。
取締役	幕田 英雄	当事業年度において21回開催された取締役会のすべてに出席し、弁護士として専門的見地並びに経営に関する高い見識から、企業法務・経営全般に関する意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の適正性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員として、当事業年度において5回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
取締役	村山 利栄	2020年6月23日の就任後、16回開催された取締役会のすべてに出席し、投資銀行における豊富な職務経験と、他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識をもとに意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員として、就任以降に開催された委員会3回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
取締役	高木 敦	2020年6月23日の就任後、16回開催された取締役会のすべてに出席し、証券会社におけるアナリストとしての金融・財務に関する高い知見と建設業に関する幅広い見識をもとに意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では、委員として、就任以降に開催された委員会3回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。

監査役	伊藤雅規	当事業年度において21回開催された取締役会及び15回開催された監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての当社の事業内容についての広い理解に基づいた意見を適宜述べ、当社グループ全体のガバナンスの強化及び監査環境の改善を図る提言を行っております。また、報酬委員会では委員として、当事業年度において2回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
監査役	佐藤元宏	当事業年度において21回開催された取締役会に19回及び15回開催された監査役会に12回出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する意見を適宜述べ、当社グループ全体の財務の適正性を確保する提言を行っております。
監査役	篠連	当事業年度において21回開催された取締役会に19回及び15回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜意見を述べ、当社グループ全体の業務の適正性を確保する提言を行っております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ①取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与 (業績連動)	株式報酬 (業績連動)	株式報酬 (譲渡制限)	
取締役 (社外取締役を除く)	557	325	130	64	37	11
社外取締役	53	53	-	-	-	4
計	610	379	130	64	37	15
監査役 (社外監査役を除く)	39	39	-	-	-	2
社外監査役	36	36	-	-	-	3
計	76	76	-	-	-	5

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において年額650百万円以内（うち社外取締役分年額80百万円以内）と決議いただいております。当該決議に係る役員の員数は取締役12名（うち社外取締役2名）であります。なお、使用人分給与は含まれておりません。また、上記報酬枠とは別枠で、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額57百万円以内、業績連動型株式報酬額として年額114百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る役員の員数は取締役10名（社外取締役は含まない。）であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の賞与（業績連動）の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であり、株式報酬（業績連動）及び株式報酬（譲渡制限）の総額は、業績連動型株式報酬（株式給付信託）及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

## ②業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬等かつ金銭報酬である賞与、業績連動報酬等かつ非金銭報酬等である業績連動型株式報酬及び非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬を支給しております。

賞与は、業績連動報酬であり、基本報酬：賞与＝75%：25%の割合で求めた額を計画値とし、0%～25%（基準値）～50%の範囲で業績指標の達成度に応じた額の金銭を支給します。賞与に係る業績指標は、連結計算書類に基づき算定された当期純利益と付加価値額です。当期純利益を業績指標とした理由は、経営に携わる立場の者全てが意識する必要があるためです。なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、目標10,000百万円以上で、実績は23,200百万円です。また、付加価値額を業績指標とした理由並びにその目標及び実績は、下記ア.と同様です。

業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすること及び株主との一層の価値共有を進めることを目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額（年額）にあらかじめ定めた割合（20%）を乗じた金額を基準として、第75期事業年度から第77期事業年度までの各事業年度及び当該3事業年度に対応する中期経営計画期間における業績達成度等に応じて各業務執行取締役にポイントを付与し、そのポイントに基づいて当社株式及び金銭を交付します。

業績連動型株式報酬に係る業績指標は付加価値額達成率及びインデックス対比株価成長率であり、これらを業績指標とした理由並びにこれらの目標及び実績は以下のとおりです。

ア. 付加価値額は、以下の算式により定まる額とし、付加価値額達成率は、実績値を目標値で除して算出します（小数点以下第一位を四捨五入）。

付加価値額を業績指標とした理由は、当社中長期経営計画（NEXT10）の指標であるためです。

（付加価値額の算式）

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

(付加価値額の目標値及び実績値)

期間	目標値	実績値
第75期 (2020年3月期)	863億円	896億円
第76期 (2021年3月期)	873億円	1,303億円
第77期 (2022年3月期)	939億円	—
2020年3月期から 2022年3月期まで	2,675億円	—

イ. インデックス対比株価成長率は以下の算式により算出します (小数点以下第一位を四捨五入)。

インデックス対比株価成長率 = 当社株価上昇率 ÷ 東証業種別株価指数上昇率 (建設業)

インデックス対比株価成長率を業績指標とした理由は、投資家目線を意識し、当社経営陣に株価上昇によるインセンティブを与えるためです。

(インデックス対比株価成長率)

期間	当社株価上昇率	東証業種別株価指数 上昇率 (建設業)
第75期 (2020年3月期)	87.8%	96.0%
第76期 (2021年3月期)	96.8%	101.1%
第77期 (2022年3月期)	—	—
2020年3月期から 2022年3月期まで	—	—

(注) 1. 東証業種別株価指数上昇率 (建設業) の算定方法

毎年1月から3月における3ヶ月間の東証業種別株価指数 (建設業) を、その前年の1月から3月における3ヶ月間の東証業種別株価指数 (建設業) で除した率

2. 当社株価上昇率の算定方法

毎年1月から3月における3ヶ月間の平均株価をその前年の1月から3月における3ヶ月間の平均株価で除した率

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額にあらかじめ定めた割合（10%）を乗じた金額を基準として、当社の株式を交付しております。

当該株式報酬には3年の譲渡制限期間が設定されており、その交付状況はⅡ. 1. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載したとおりです。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、2021年2月24日開催の取締役会において決議いたしました。

#### イ. 決定方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については、独立性の観点から、基本報酬のみを支払うこととしております。各報酬について、報酬委員会の答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、以下のとおり決定します。

- a. 基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位を基礎として各取締役の経営・管理能力、業績・成果の評価、経歴等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- b. 賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映して、毎年一定の時期に支給する。
- c. 業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性の明確化及び株主との一層の価値共有の促進を目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額（年額）の一定割合に、業績達成度等を勘案して、中期経営計画期間の満了後に当社株式及び金銭を交付する。
- d. 譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額（年額）に一定割合を乗じた金額を基準として、毎年一定の時期に当社株式を交付する。

取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬の種別毎に、以下のプロセスにて決定します。

- a. 基本報酬、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬については、取締役会は、個人別の報酬内容につき報酬委員会に諮問し、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役個人別の報酬内容を決議する。
- b. 賞与については、担当する業務執行ごとの業績に鑑み、代表取締役社長が代表取締役社長を除く業務執行取締役の評価を行ったうえで、取締役会が代表取締役社長を含む全業務執行取締役の評価について、報酬委員会に諮問する。取締役会は、報酬委員会からの答申結果をもとに、取締役個人別の報酬額を決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、以前に報酬委員会において定めた取締役の報酬に関する決定の方針に基本的に沿っており、また、2021年2月24日に定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は当該方針から特段の変更を加えていないため、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年7月6日開催の取締役会にて代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を経ております。

なお、この取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定プロセスは、上記③に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定後は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	89
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	140

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、前田道路株式会社及びThai Maeda Corporation Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外事業所における税務申告業務等であり、ます。

### (4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の当該事業年度に係る監査計画の内容（監査対象部署、監査時間等）、報酬単価及び報酬等の額を検討した結果、相当であると認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

# 1. 事業報告

## 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として決議した事項は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「MAEDA企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守並びに企業倫理の浸透を率先垂範して行うとともに、法令及び定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出します。また、監査役は、法令及び社内規定に基づき、当社の取締役の業務執行を監査します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）について、文書管理規程及び情報システムセキュリティに関する社内規定などに従い、適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行います。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「MAEDARリスク管理方針」及びリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が「MAEDA企業行動憲章」を阻害するリスクを管理します。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織関係規程により取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制を整備します。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化を図ります。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査部門が、適正な業務運営体制を確保するために、内部監査を実施します。また、CSR・環境部が、法令遵守並びに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進します。さらに、「職場のほっとテレホン」（相談・通報制度）を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行います。

#### (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社規程に基づき、グループ経営における業務の適正・信頼性を確保するための内部統制の構築を行います。また、定期的に「関係会社ヒアリング」を開催するなど、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図ります。

## **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人に対する指示の実効性の確保に努めるとともに、当該使用人の人事考課は監査役が行い、異動などについては監査役会の同意を得ることとします。

## **(8) 監査役への報告に関する体制**

当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは直接的または間接的を問わず、直ちに監査役会に報告を行うものとします。なお、当社は、監査役への報告を行った当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止します。

## **(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じることとします。

## **(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定例的な会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保します。また、監査の実効性を高めるために、監査役会は内部監査部門と連携し、監査方針・監査結果などについて緊密な情報・意見交換を行います。

## **(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行います。

## **(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素より外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス体制

当社は、当社が果たすべき社会的な役割と責任を定めた「MAEDA企業行動憲章」を社内イントラネットにおいて全職員へ発信し、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底を図っています。

また、「職場のほっとテレホン」（相談・通報制度）により不正行為の未然防止や早期発見に努めるとともに、通報案件に対応し、窓口利用実績件数を四半期毎に電子掲示板にて報告しています。

### (2) リスクマネジメント体制

当社は、リスクマネジメントに関する最上位の機関である「リスク管理委員会」において、当社グループ全体の横断的なリスク管理を行っています。2020年度は4回開催し、各部門・部署が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「法的規制・コンプライアンス」、「災害・気候変動」、「製品・サービスの欠陥」、「経済・財政状況の変化」、「事業戦略」等のテーマで横断的に評価・分析を行いました。

### (3) 取締役の職務執行体制

当社の取締役は、執行役員制度のもと原則毎月開催の執行役員会にて、各執行役員より報告がなされる各部門・部署の執行状況を把握するとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

また、四半期ごとに取締役会において、担当する部門の業務執行状況の報告を行っています。

### (4) グループ管理体制

当社は、関係会社規程に基づき、当社グループ会社の業務執行について重要度に応じて、当社の取締役会または取締役の承認を受ける体制を整備しています。

また、「関係会社ヒアリング」を定期的に行い、グループ会社の業務執行状況の報告を受けています。

### (5) 情報の保存及び管理体制

当社は、取締役会議事録及び稟議書類等、取締役の職務の執行に係る各書類について、いずれも関係法令及び関連する社内規程に基づき、関係部署が検索性の高い状態で適切に保存及び管理しています。

### (6) 監査役の監査体制

当社の監査役室は、監査役5名及び専任の補助使用人1名で構成されています。監査役は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、社長及び各本部長等並びに会計監査人及び内部監査部門との定期的な会合において、情報・意見の交換を行うことにより監査の実効性を高めています。

### 3. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もあります。

このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として適当でないと判断します。

#### (2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）を策定しております。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、当ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることもあります。

#### (3) 上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供や代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。よって、現対応方針は株主の皆様適切な投資判断を行うことを可能とし、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。これらのことから、現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第76期 2021年3月31日現在	科 目	第76期 2021年3月31日現在
<b>(資産の部)</b>	<b>(928,889)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(561,361)</b>
<b>流動資産</b>	<b>433,190</b>	<b>流動負債</b>	<b>267,118</b>
現金預金	100,687	電子記録債務	7,837
受取手形・完成工事未収入金等	263,430	工事未払金等	109,917
有価証券	30	短期借入金	18,315
販売用不動産	2,371	1年内返済予定のノンリコース借入金	1,381
商品及び製品	1,597	1年内償還予定の社債	5,000
未成工事支出金	18,729	未払金	11,088
材料貯蔵品	2,602	未払法人税等	11,957
その他	43,895	未成工事受入金	36,961
貸倒引当金	△153	修繕引当金	300
<b>固定資産</b>	<b>495,519</b>	賞与引当金	7,874
<b>有形固定資産</b>	<b>165,558</b>	役員賞与引当金	266
建物・構築物	40,977	完成工事補償引当金	1,221
機械・運搬具・工具・器具備品	39,880	工事損失引当金	629
土地	82,458	公共施設等運営権に係る負債	4,501
リース資産	794	公共施設等運営事業の更新投資に係る負債	4,819
建設仮勘定	1,447	その他	45,045
<b>無形固定資産</b>	<b>180,603</b>	<b>固定負債</b>	<b>294,242</b>
公共施設等運営権	114,424	社債	45,000
公共施設等運営事業の更新投資に係る資産	23,845	ノンリコース社債	20
のれん	26,639	長期借入金	64,165
その他	15,693	ノンリコース借入金	15,864
<b>投資その他の資産</b>	<b>149,357</b>	繰延税金負債	18,481
投資有価証券	131,063	退職給付に係る負債	16,579
長期貸付金	2,562	株式給付引当金	228
破産更生債権等	232	債務保証損失引当金	212
繰延税金資産	745	独占禁止法関連損失引当金	64
退職給付に係る資産	10,345	公共施設等運営権に係る負債	108,398
その他	6,082	公共施設等運営事業の更新投資に係る負債	20,833
貸倒引当金	△1,674	その他	4,394
<b>繰延資産</b>	<b>179</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>(367,527)</b>
<b>資産合計</b>	<b>928,889</b>	<b>株主資本</b>	<b>241,706</b>
		資本金	28,463
		資本剰余金	37,549
		利益剰余金	178,526
		自己株式	△2,833
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>28,317</b>
		その他有価証券評価差額金	29,218
		繰延ヘッジ損益	△19
		為替換算調整勘定	2
		退職給付に係る調整累計額	△883
		<b>非支配株主持分</b>	<b>97,504</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>928,889</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
	<b>売上高</b>	
完成工事高	394,278	
その他の事業売上高	283,780	678,059
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	339,979	
その他の事業売上原価	241,322	581,302
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	54,298	
その他の事業総利益	42,458	96,757
<b>販売費及び一般管理費</b>		50,413
<b>営業利益</b>		<b>46,343</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息配当金	2,168	
為替差益	214	
持分法による投資利益	1,096	
その他	429	3,909
<b>営業外費用</b>		
支払利息	2,613	
シンジケートローン手数料	601	
その他	1,373	4,587
<b>経常利益</b>		<b>45,665</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	127	
投資有価証券売却益	4,403	
その他	70	4,602
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	661	
投資有価証券売却損	274	
投資有価証券評価損	313	
減損損失	205	
その他	260	1,715
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>48,551</b>
法人税、住民税及び事業税	19,282	
法人税等調整額	△2,820	16,462
<b>当期純利益</b>		<b>32,089</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		8,814
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>23,275</b>

## 2. 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書

第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,463	36,680	158,907	△4,097	219,954
暫定的な会計処理の確定による影響額					—
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	28,463	36,680	158,907	△4,097	219,954
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,640		△3,640
親会社株主に帰属する当期純利益			23,275		23,275
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		865	△15	1,264	2,113
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3		△0	3
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	—	869	19,618	1,263	21,751
当期末残高	28,463	37,549	178,526	△2,833	241,706

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	15,336	△16	△0	△6,880	8,439	115,195	343,589
暫定的な会計処理の確定による影響額						14,997	14,997
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	15,336	△16	△0	△6,860	8,439	130,193	358,587
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,640
親会社株主に帰属する当期純利益							23,275
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							2,113
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							3
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	13,881	△3	2	5,996	19,877	△32,688	△12,811
当連結会計年度中の変動額合計	13,881	△3	2	5,996	19,877	△32,688	8,940
当期末残高	29,218	△19	2	△883	28,317	97,504	367,527

# 連結注記表

## I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社の名称 前田道路(株)、(株)前田製作所、愛知道路コンセッション(株)

当連結会計年度より、非連結子会社であった(株)ニチユウ、(株)富士土木、宮田建設(株)、(株)リアスコン、青野建設(株)、(株)アオイ産業、東海アスコン(株)、双和産業(株)、(株)船田土木、砂町アスコン(株)、新栄建設(株)、京浜リサイクルセンター(株)、(株)エコセンター大阪、アールテックコンサルタント(株)、マエダ・パシフィック・コーポレーションは重要性が増したため、連結の範囲に含めています。また、当連結会計年度において、連結子会社であった前田総合インフラ(株)は当社を存続会社とする吸収合併に伴う消滅により、連結の範囲から除外しています。

#### (2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社の名称 (株)ジェイシティー

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社 1社

関連会社 5社

持分法適用の非連結子会社の名称

(株)ジェイシティー

持分法適用の主要な関連会社の名称

東洋建設(株)

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス、(株)豊田東部スクールランチサービス

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、マエダ・パシフィック・コーポレーションの決算日は12月31日です。従って連結計算書類の作成にあたっては、子会社決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 未成工事支出金

個別法による原価法

##### ② 販売用不動産、商品及び製品、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、材料貯蔵品について、一部の連結子会社は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

#### (4) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しています。但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、連結子会社の一部の資産については、定額法又は生産高比例法を採用しており、定額法の耐用年数については、経済的耐用年数によっています。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）及び長期前払費用

定額法を採用しています。但し、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業の更新投資に係る資産については生産高比例法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 繰延資産の処理方法

① 社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。

② 開業費

5年間で均等償却しています。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上しています。

② 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当連結会計年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上しています。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を引当て計上しています。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を引当て計上しています。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上しています。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上しています。

⑦ 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を引当て計上しています。

⑧ 債務保証損失引当金

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」終了時に、信託財産に係る債務残高が残る場合に備えるため、損失負担見込額を引当て計上しています。

⑨ 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を引当て計上しています。

(7)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。なお、一部の連結子会社は期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理しています。

(8)収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(9)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たすものは振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たすものは特例処理によっています。

(10)のれんの償却方法及び償還期間

金額に重要性がある場合には、主に5年間の均等償却とし、重要性が乏しい場合は、当連結会計年度の費用として一括処理しています。

(11)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっています。

(12)消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

## Ⅱ. 表示方法の変更

### 連結貸借対照表

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「退職給付に係る資産」は重要性を勘案し、当連結会計年度より区分掲記しています。なお、前連結会計年度における「退職給付に係る資産」は6,284百万円です。

### 連結損益計算書

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は重要性を勘案し、当連結会計年度より区分掲記しています。なお、前連結会計年度における「投資有価証券売却損」は1百万円です。

### 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 工事進行基準適用工事における完成工事高の計上

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
完成工事高	356,864
その他の事業売上高	51,915

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①金額の算出方法

成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、各工事における進捗度を原価比例法により見積り、当連結会計年度末までの進捗部分の完成工事高を計上しています。

###### ②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事進行基準による完成工事高の計算について以下の主要な仮定を用いています。翌会計年度の連結計算書類への影響は以下の通りです。

###### ・工事収益総額

当連結会計年度末において契約書等が未締結の工事契約の変更にかかる請負額（以下、未契約請負額）を見積りにより計上しています。工事収益総額における未契約請負額は発注者との交渉の進捗又は契約の締結に伴い変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しています。そのため、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高に一定の影響を与える可能性があります。

###### ・工事原価総額

当連結会計年度末において各工事の完了までの工事原価総額を見積りしています。工事完了までの工事原価総額については、各工事の進捗度に伴い将来発生する費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しています。そのため、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高に一定の影響を与える可能性があります。

## 2. のれんの評価

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	26,639

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①金額の算出方法

主に2020年3月19日に前田道路株式会社を子会社とした際に生じており、その効果の及ぶ期間を合理的に見積り、償却を行っています。詳細につきましては、「Ⅳ. 追加情報（企業結合に係る暫定的な処理の確定）」に記載しています。

#### ②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、事業投資の結果生じたのれんに対し、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計基準適用指針第6号 2003年10月31日）、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 2009年3月27日）を適用しています。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定については、投資判断当初の想定からの乖離の有無を継続的に確認しており、当連結会計年度においては減損の兆候はありませんでした。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

## IV. 追加情報

### 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

#### 1. 株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

##### (1) 取引の概要

当社は、2019年3月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を導入しました。

本制度の実施にともない、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託《従業員持株会処分型》契約書」（以下かかる契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を締結しました。また、受託者は、資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「信託E口」という。）を再信託受託者として当社株式などの本信託の信託財産を再信託する契約を締結しています。信託E口は、信託設定後3年間にわたり「前田建設工業社員持株会」（以下「持株会」という。）が取得する見込みの当社株式を取得し、定期的に持株会に対して売却を行っています。信託終了時まで、信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株式の株価の下落により株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当該残債を弁済することとなります。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、株主資本に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末562百万円、496千株、当連結会計年度末104百万円、92千株です。

##### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末678百万円、当連結会計年度末351百万円

## 2. 株式給付信託（BBT）

当社は、当社の取締役（社外取締役である者を除く。）及び執行役員（以下「対象取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等の企業価値向上に対するインセンティブを強化するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

### （1）取引の概要

当社は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）を導入しました。

本制度は、対象取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程（以下「本規程」という。）に従い、業績達成度等に応じて当社所定の基準によるポイントを付与し、中期経営計画期間終了直後の一定の期日に対象取締役等のうち本規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、受益者が本規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

### （2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、株主資本に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末549百万円、657千株です。

## 新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、当社単体の業績への影響は軽微であると見込んでいます。また、グループ会社の一部では売上高の減少とそれに伴う利益の減少を一定程度見込んでいるものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社グループの業績への影響は軽微であると見込んでいます。当連結会計年度末においては、これらを総合的に勘案し、当期末の見積りに重要な影響を与えるものではないとの仮定のもと完成工事高の計上、のれんの評価等の会計上の見積りを行っています。

## 共同持株会社設立による経営統合

当社、前田道路株式会社（以下「前田道路」という。）及び株式会社前田製作所（以下「前田製作所」といい、当社、前田道路及び前田製作所を総称して「3社」という。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」という。）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」という。）について、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結しました。また、2021年5月14日に開催する各社取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を承認する予定です。

なお本件につきましては、2021年6月23日（当社）、2021年6月25日（前田道路）、2021年6月22日（前田製作所）開催の各社の定時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

### 1. 本株式移転の目的

今後将来的に経営環境が著しく変化していく中で、グループ全体が一体となって永続的成長を遂げるためには、3社がこれまで以上に連携を強め、環境変化に対応できる強固な経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えています。本経営統合による持株会社体制への移行を通じ、グループ戦略を一体となって遂行することは、3社ひいてはグループ全体の企業価値向上に資するものと確信しています。

### 2. 本株式移転の要旨

#### (1) 本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（3社）	2021年2月24日（水）
経営統合に関する基本合意書締結（3社）	2021年2月24日（水）
定時株主総会に係る基準日（3社）	2021年3月31日（水）
経営統合契約書および株式移転計画承認取締役会（3社）	2021年5月14日（金）（予定）
経営統合契約書締結および株式移転計画作成（3社）	2021年5月14日（金）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（前田製作所）	2021年6月22日（火）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（当社）	2021年6月23日（水）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（前田道路）	2021年6月25日（金）（予定）
東京証券取引所最終売買日（3社）	2021年9月28日（火）（予定）
東京証券取引所上場廃止日（3社）	2021年9月29日（水）（予定）
統合予定日（共同持株会社設立登記日）	2021年10月1日（金）（予定）
共同持株会社株式上場日	2021年10月1日（金）（予定）

上記は現時点での予定であり、本経営統合の承認手続の進行その他の事由により、必要な場合には、3社で協議し合意の上で変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

3社を株式移転完全子会社、共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	前田道路	前田製作所
株式移転比率	1.00	2.28	0.58

(注1) 算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株とします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：391,584,459株

上記は、当社の発行済株式総数194,608,482株（2021年3月31日時点）、前田道路の発行済株式総数89,159,453株（2021年3月31日時点）および前田製作所の発行済株式総数16,100,000株（2021年3月31日時点）に基づいて算出しています。なお、3社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（当社：146,223株、前田道路：6,740,228株、前田製作所：226,953株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定していません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(4) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定です。

## 企業結合等関係

### 企業結合に係る暫定的な処理の確定

2020年3月19日に行われた前田道路株式会社との企業結合について、前連結会計年度には暫定的な処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しています。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、のれんとして計上していた金額の一部を組み替えています。

取得日現在において有形固定資産に22,696百万円、無形固定資産に8,478百万円、投資その他の資産に6,754百万円、繰延税金負債に7,140百万円が配分された結果、非支配株主持分は115,195百万円から14,997百万円増加し、130,193百万円となり、暫定的に算定されたのれんの金額は48,689百万円から15,791百万円減少し、32,898百万円となっています。

なお、のれんの償却期間は5年となります。

### 共通支配下の取引等

当社は2020年6月26日に、当社の完全子会社である前田総合インフラ株式会社を吸収合併しました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 被合併企業の名称及び事業の内容

被合併会社の名称	前田総合インフラ株式会社
事業の内容	有価証券の取得、保有及び処分等

##### (2) 企業結合日

2020年6月26日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、前田総合インフラ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

本合併は、当社においては会社法第796条2項に定める簡易合併であり、前田総合インフラ株式会社においては会社法第784条1項に定める略式合併であるため、いずれも株主総会の承認を得ることなく合併します。

##### (4) 結合後企業の名称

前田建設工業株式会社

#### (5) その他取引の概要に関する事項

当社及び前田総合インフラ株式会社は、2020年1月20日開催の各取締役会において、当社の持分法適用関連会社であった前田道路株式会社の普通株式を金融商品取引法による公開買付け（以下「本公開買付け」という。）により取得することを決定し、2020年3月19日に本公開買付けに基づく株式の取得を行うことで当社の連結子会社としました。本公開買付けの実施にあたり、将来的に行う可能性のある組織再編の際の機動性及び柔軟性を確保する観点から、完全子会社として前田総合インフラを2019年12月26日に設立して前田道路株式会社株式の取得を目指すこととしていました。

その後、本公開買付けの結果並びに本公開買付けの開始以降の経緯及び現在までの状況の変化等を勘案して当社グループの体制等を慎重に検討した結果、今般、当社が前田総合インフラ株式会社を吸収合併して前田道路株式会社株式を一元的に管理することが、当社グループにおける経営資源の配分及び業務効率化の観点から最適であると判断しました。

#### 2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

## V. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

建物・構築物	384百万円
土地	61百万円
投資有価証券	2,072百万円
投資その他の資産（その他）	400百万円
合計	2,918百万円

### 担保に係る債務の金額

短期借入金	4,035百万円
長期借入金	1,454百万円
合計	5,490百万円

ノンリコース債務に対応する担保資産は、「2. ノンリコース債務に対応する資産」に含めて記載しています。

### 2. ノンリコース債務に対応する資産

現金預金	13,852	(-)百万円
受取手形・完成工事未収入金等	1,589	(-)百万円
材料貯蔵品	23	(23)百万円
建物・構築物	82	(82)百万円
機械・運搬具・工具・器具備品	11,426	(11,420)百万円
公共施設等運営権	114,424	(-)百万円
合計	141,398	(11,527)百万円

上記のうち、( )内書は工場財団根抵当に供されている金額並びに対応する資産です。

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

193,906百万円

### 4. 保証債務額

借入金に対する保証債務	916百万円
工事に対する入札・履行保証等債務	1,092百万円

## Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式	194,608千株
------	-----------

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2020年6月23日の第75回定時株主総会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 配当金の総額   | 3,640百万円 (注1) (注2) |
| (2) 1株当たり配当額 | 20.0円              |
| (3) 基準日      | 2020年3月31日         |
| (4) 効力発生日    | 2020年6月24日         |

### 3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月23日開催予定の第76回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

普通株式の配当に関する事項

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 配当の原資    | 利益剰余金              |
| (2) 配当金の総額   | 7,144百万円 (注1) (注3) |
| (3) 1株当たり配当額 | 38.0円              |
| (4) 基準日      | 2021年3月31日         |
| (5) 効力発生日    | 2021年6月24日         |

(注1) 配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額です。

(注2) 2020年6月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社株式に対する配当金9百万円、及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれています。

(注3) 2021年6月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社株式に対する配当金3百万円、及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金24百万円が含まれています。

## Ⅶ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に建設事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクにさらされていますが、当該リスクに関しては、受注管理規程及び経理規程等に沿って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、リスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。公共施設等運営権に係る負債は、公共施設等運営権対価の未払額であり、運営期間にわたり支払います。また当該債務にかかる金利は固定化されています。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規則に従い、市場変動等のリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	100,687	100,687	—
(2)受取手形・完成工事未収入金等	263,430	263,216	△214
(3)有価証券及び投資有価証券	111,696	117,278	5,582
資産計	475,814	481,182	5,367
(1)電子記録債務	7,837	7,837	—
(2)工事未払金等	109,917	109,917	—
(3)短期借入金	18,315	18,315	—
(4)1年内返済予定のノンリコース借入金	1,381	1,381	—
(5)1年内償還予定の社債	5,000	5,000	—
(6)公共施設等運営権に係る負債(流動負債)	4,501	4,501	—
(7)社債	45,000	44,840	△160
(8)ノンリコース社債	20	22	2
(9)長期借入金	64,165	64,337	171
(10)ノンリコース借入金	15,864	15,967	102
(11)公共施設等運営権に係る負債(固定負債)	108,398	118,990	10,592
負債計	380,404	391,113	10,709
(1)デリバティブ取引(※)	(42)	(42)	—

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価のうち、株式については取引所の価格によつており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつています。

負 債

(1) 電子記録債務、(2) 工事未払金等、(3) 短期借入金、(4) 1年内返済予定のノンリコース借入金、(5) 1年内償還予定の社債並びに(6) 公共施設等運営権に係る負債(流動負債)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によつています。

(8) ノンリコース社債

ノンリコース社債の時価は、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(9) 長期借入金、並びに(10) ノンリコース借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

このうち金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(11) 公共施設等運営権に係る負債(固定負債)

公共施設等運営権に係る負債(固定負債)の時価は、支払予定時期に基づき、将来キャッシュフローを国債利回りを基礎とした合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

## デリバティブ取引

### (1) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額19,397百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都や福岡県などの全国主要都市を中心に、賃貸オフィスビルや賃貸複合施設等を所有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は829百万円、固定資産売却損は138百万円、減損損失は73百万円です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
34,988	△15,317	19,671	30,132

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度増減額の主な増加は、賃貸用店舗の取得754百万円、主な減少は連結範囲の変更による減少17,281百万円、保有目的の変更による棚卸資産への振替396百万円です。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

(注4) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、当連結会計年度の連結貸借対照表計上額の期首残高については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

## Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,441円97銭
- 1株当たり当期純利益 125円27銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（従業員持株会処分型）及び株式給付信託（BBT）に残存する自社の株式は1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末において株式給付信託（従業員持株会処分型）は92千株であり、株式給付信託（BBT）は657千株です。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において株式給付信託（従業員持株会処分型）は281千株であり、株式給付信託（BBT）は657千株です。

## X. 公共施設等運営事業に関する注記

連結子会社である愛知道路コンセッション(株)が運営権者となり、実施する公共施設等運営事業は以下のとおりです。

### 1. 運営権者が取得した公共施設等運営権の概要

対象となる公共施設等の内容	愛知県有料道路運営等事業				
	知多4路線 (南知多道路、知多半島道路、知多横断道路及び中部国際空港連絡道路を総称していいます。)	猿投グリーンロード	衣浦トンネル	衣浦豊田道路	名古屋瀬戸道路
	上記路線ごとに運営権が設定されています。				
実施契約に定められた運営権対価の支出方法	運営権取得時に一時金を支払い、残額は運営期間にわたり分割して毎年支払います。				運営権取得時に全額を支払います。
運営権設定期間	2016年10月1日～ 2046年3月31日	2016年10月1日～ 2029年6月22日	2016年10月1日～ 2029年11月29日	2016年10月1日～ 2034年3月5日	2016年10月1日～ 2044年11月26日
残存する運営権設定期間	2021年4月1日～ 2046年3月31日	2021年4月1日～ 2029年6月22日	2021年4月1日～ 2029年11月29日	2021年4月1日～ 2034年3月5日	2021年4月1日～ 2044年11月26日
プロフィットシェアリング条項の概要	<p>各運営権対象施設に係る各事業年度の実績料金収入の合計額が、当該各運営権設定対象施設に係る各事業年度の計画料金収入の合計額と比較して、増加し、または減少した場合、当該増加し、または減少した料金収入の帰属または負担については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6%以内の増加または減少にとどまる場合 運営権者の帰属または負担</li> <li>・6%を超えて増加した場合 6%以内の増加額は運営権者の帰属、6%を超える増加額は愛知県道路公社の帰属</li> <li>・6%を超えて減少した場合 6%以内の減少額は運営権者の負担、6%を超える減少額は愛知県道路公社の負担</li> </ul>				

### 2. 公共施設等運営権の減価償却の方法

交通量に基づく生産高比例法によっています。

### 3. 更新投資に係る主な事項

#### (1) 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期

(知多4路線)

更新投資の内容	予定時期
ETCレーン更新	2029年3月期 ~ 2032年3月期
	2045年3月期 ~ 2046年3月期
一般収受機更新	2022年3月期
	2033年3月期 ~ 2034年3月期
中央装置更新	2024年3月期 ~ 2029年3月期
	2031年3月期
	2041年3月期
ガードレール更新	2023年3月期 ~ 2025年3月期
	2028年3月期 ~ 2030年3月期
	2033年3月期 ~ 2035年3月期

#### (2) 運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の計上方法

更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属するものに限る。）に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を見積り、公共施設等運営権取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上しています。

#### (3) 更新投資に係る資産の減価償却の方法

交通量に基づく生産高比例法によっています。

## XI. その他の注記

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1. 受取手形裏書譲渡高  | 9,025百万円 |
| 受取手形流動化による譲渡高 | 1,147百万円 |

#### 2. 金額の端数処理

金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第76期 2021年3月31日現在	科 目	第76期 2021年3月31日現在
<b>(資産の部)</b>	<b>(555,436)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(322,159)</b>
<b>流動資産</b>	<b>285,342</b>	<b>流動負債</b>	<b>194,641</b>
現金預金	34,345	電子記録債務	7,933
受取手形	6,680	工事未払金	72,266
完成工事未収入金	192,459	短期借入金	14,280
販売用不動産	2,371	1年内償還予定の社債	5,000
未成工事支出金	11,404	未払金	4,117
短期貸付金	616	未払法人税等	6,660
工事関係立替金	16,570	未成工事受入金	30,850
その他	20,994	預り金	41,973
貸倒引当金	△99	修繕引当金	300
		賞与引当金	3,629
		役員賞与引当金	130
		完成工事補償引当金	1,085
<b>固定資産</b>	<b>270,093</b>	工事損失引当金	406
<b>有形固定資産</b>	<b>46,845</b>	従業員預り金	5,591
建物・構築物	20,858	その他	416
機械・運搬具	3,307	<b>固定負債</b>	<b>127,518</b>
工具・器具備品	987	社債	45,000
土地	20,525	長期借入金	62,711
リース資産	138	繰延税金負債	8,489
建設仮勘定	1,027	退職給付引当金	8,725
<b>無形固定資産</b>	<b>7,504</b>	株式給付引当金	228
ソフトウェア	3,414	債務保証損失引当金	212
その他	4,090	その他	2,152
<b>投資その他の資産</b>	<b>215,743</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>(233,276)</b>
投資有価証券	93,578	<b>株主資本</b>	<b>205,591</b>
関係会社株式	117,822	<b>資本金</b>	<b>28,463</b>
長期貸付金	164	<b>資本剰余金</b>	<b>36,587</b>
破産更生債権等	214	資本準備金	36,587
長期前払費用	112	<b>利益剰余金</b>	<b>141,340</b>
前払年金費用	1,139	利益準備金	4,552
その他	2,926	その他利益剰余金	136,787
貸倒引当金	△214	別途積立金	98,000
		繰越利益剰余金	38,787
		<b>自己株式</b>	<b>△799</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>27,685</b>
		その他有価証券評価差額金	27,685
<b>資産合計</b>	<b>555,436</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>555,436</b>

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
	<b>売上高</b>	
完成工事高	363,038	
その他の事業売上高	3,048	366,086
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	311,511	
その他の事業売上原価	904	312,416
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	51,526	
その他の事業総利益	2,144	53,670
<b>販売費及び一般管理費</b>		23,947
<b>営業利益</b>		<b>29,722</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息配当金	17,631	
為替差益	176	
その他	214	18,022
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1,186	
シンジケートローン手数料	601	
租税公課	306	
その他	409	2,503
<b>経常利益</b>		<b>45,241</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	179	
投資有価証券売却益	1,958	
抱合せ株式消滅差益	1,686	
その他	3	3,828
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	117	
投資有価証券売却損	233	
投資有価証券評価損	269	
減損損失	93	
関係会社支援損	340	
その他	3	1,057
<b>税引前当期純利益</b>		<b>48,012</b>
法人税、住民税及び事業税	10,888	
法人税等調整額	877	11,765
<b>当期純利益</b>		<b>36,247</b>

## 株主資本等変動計算書

第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	28,463	36,587	36,587	4,552	84,000	20,444	108,996	△1,335	172,712	
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△3,888	△3,888		△3,888	
別途積立金の積立					14,000	△14,000	－		－	
当期純利益						36,247	36,247		36,247	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分							△15	△15	519	
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）										
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	14,000	18,343	32,343	535	32,878	
当期末残高	28,463	36,587	36,587	4,552	98,000	38,787	141,340	△799	205,591	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	15,036	15,036	187,749
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△3,888
別途積立金の積立			－
当期純利益			36,247
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			519
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額（純額）	12,648	12,648	12,648
当事業年度中の変動額合計	12,648	12,648	45,527
当期末残高	27,685	27,685	233,276

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

#### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 未成工事支出金

個別法による原価法

#### (2) 販売用不動産、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しています。但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）及び長期前払費用

定額法を採用しています。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

## 5. 繰延資産の処理方法

### 社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上しています。

#### (2) 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当事業年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上しています。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を引当て計上しています。

#### (4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を引当て計上しています。

#### (5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上しています。

#### (6) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上しています。

#### (7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を引当て計上しています。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理しています。

#### (8) 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を引当て計上しています。

#### (9) 債務保証損失引当金

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」終了時に、信託財産に係る債務残高が残る場合に備えるため、損失負担見込額を引当て計上しています。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

#### 8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たすものは振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たすものは特例処理によっています。

#### 9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

#### 10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっています。

#### 11. 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

## II. 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「関係会社支援損」は重要性を勘案し、当事業年度より区分掲記しています。なお、前事業年度における「投資有価証券売却損」は1百万円、「関係会社支援損」は38百万円です。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 工事進行基準適用工事における完成工事高の計上

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
完成工事高	349,883

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

〔連結計算書類Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記1. 工事進行基準適用工事における完成工事高の計上

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報〕に記載した内容と同一となります。

### Ⅳ. 追加情報

#### 共同持株会社設立による経営統合

〔連結計算書類Ⅳ. 追加情報 共同持株会社設立による経営統合〕に記載した内容と同一となります。

### Ⅴ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	投資有価証券	20百万円
	関係会社株式	1,149百万円
	投資その他の資産 (その他)	400百万円
	合 計	1,570百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		57,130百万円
3. 保証債務額		
	借入金等に対する保証債務	865百万円
	工事に対する入札・履行保証等債務	1,092百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権		7,931百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	382百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	20,257百万円
	関係会社に対する長期金銭債務	166百万円

### Ⅵ. 損益計算書に関する注記

1. 完成工事高のうち関係会社に対する部分	7,660百万円
2. 完成工事原価のうち関係会社からの仕入高	56,865百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	18,355百万円

## Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,354千株	22千株	481千株	895千株

(注1) 当事業年度期首の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社の株式496千株及び株式給付信託（B B T）が保有する当社の株式657千株が含まれています。

(注2) 自己株式の増加22千株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加22千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株です。

(注3) 自己株式の減少481千株は、株式給付信託（従業員持株会処分型）による従業員持株会への当社の株式の売却による減少404千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少76千株です。

(注4) 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社の株式92千株及び株式給付信託（B B T）が保有する当社の株式657千株が含まれています。

## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金損金算入限度超過額	2,671百万円
たな卸資産等有税評価減	2,605
減損損失	4,036
貸倒引当金損金算入限度超過額	96
工事損失引当金	124
投資有価証券有税評価損	1,562
その他	6,679
繰延税金資産小計	17,776
評価性引当額	△14,361
繰延税金資産合計	3,415

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△11,510
その他	△393
繰延税金負債合計	△11,904
繰延税金負債の純額	△8,489

## Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	(株)エフビーエス	100	(所有) 直接50.0 間接25.0	CMS取引	CMS取引 支払利息 (注1)	9,004 27	預り金	8,971
子会社	前田道路(株)	19,350	(所有) 直接51.3 間接 0.0	配当金受取	受取配当金 (注2)	15,344	—	—
関連会社	光が丘興産(株)	1,054	(所有) 直接17.6 間接 6.2 (被所有) 直接12.8	工事資材 の購入	工事資材の購入 (注3)	33,800	工事 未払金	4,865

(注1) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム)取引は、グループ企業の資金を一元管理するものです。取引金額については、期中における平均残高を記載しています。利率は市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(注2) 当事業年度において前田道路株式会社が2020年4月14日に開催した臨時株主総会で承認可決された1株当たり650円の特別配当が含まれています。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場価格に基づいて価格交渉し決定しています。

## X. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,204円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 187円33銭   |

(注)株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（従業員持株会処分型）及び株式給付信託（BBT）に残存する自社の株式は1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において株式給付信託（従業員持株会処分型）は92千株であり、株式給付信託（BBT）は657千株です。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において株式給付信託（従業員持株会処分型）は281千株であり、株式給付信託（BBT）は657千株です。

## XI. その他の注記

### 1. 金額の端数処理

金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 理 ④  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鮎谷 健洋 ④

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 理 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鮎谷 健洋 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画（職務の分担を含む。）に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び執行役員並びに内部監査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに内部監査部門その他の使用人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及びその運用の状況を監視し、検証しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人EY新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

前田建設工業株式会社監査役会

常勤社外監査役 伊藤 雅 規 印

常勤監査役 大嶋 義 隆 印

常勤監査役 小笠原 四 郎 印

社外監査役 佐藤 元 宏 印

社外監査役 篠 連 印

以 上

株式会社前田製作所  
計 算 書 類 等

第 71 期

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費が低迷するなか、各種政策の効果により一部持ち直しの動きが見られたものの、総じて厳しい状況が続きました。

また、当社グループが関係する建設業界においては、防災・減災対策や高度成長期に大量に整備されたインフラ整備の老朽化対策を中心に公共投資は堅調に推移し、企業の設備投資にも持ち直しの動きが見られましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことで依然として慎重な状況が続きました。

このような経営環境のもと、当社グループは中期3ヵ年経営計画で目指す『成長の実現』に向け、2年目となる当連結会計年度は『変化をチャンスに変える年』をスローガンに掲げ、

- I. イノベーションの推進による成長と利益の確保
- II. 人財育成と技術の向上
- III. 安全・健康・コンプライアンス

を重点戦略の柱として、常に「改善意識」を持ち、「データに基づく行動」を実践することで外部環境の急速な変化を追い風に変える活動をしてまいりました。その結果、当連結会計年度の連結売上高は前年同期比9.6%減少の334億78百万円余、損益につきましては、連結営業利益は前年同期比23.9%減少の14億11百万円余、連結経常利益は前年同期比21.6%減少の15億15百万円余、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比21.8%減少の9億98百万円余となりました。

なお、当連結会計年度のセグメント別売上高の概要は、次のとおりであります。

#### (1) 建設機械関連事業

建設機械関連事業の売上高は、前年同期比2.1%減少の224億2百万円余となりました。

建設機械関連商品は、前年同期比4.9%減少の120億71百万円余となりました。また、建設機械関連レンタルは、前年同期比2.1%減少の39億40百万円余、建設機械関連サービスは、前年同期比3.5%増加の63億90百万円余となりました。

(2) 産業・鉄構機械等関連事業

産業・鉄構機械等関連事業の売上高は、前年同期比25.7%減少の88億75百万円余となりました。

産業機械関連製品は、前年同期比29.5%減少の46億92百万円余、産業機械関連商品は、前年同期比11.3%減少の12億61百万円余となりました。

鉄構機械関連製品においては、前年同期比22.7%減少の18億71百万円余、産業機械関連その他は、前年同期比27.2%減少の10億50百万円余となりました。

(3) 介護用品関連事業

介護用品関連事業の売上高は、前年同期比3.9%増加の14億32百万円余となりました。

(4) その他

その他の事業の売上高は、前年同期比8.3%減少の7億68百万円余となりました。

セグメント別売上高区分別明細

(単位 百万円)

区 分		第70期(前連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		第71期(当連結会計年度) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		前期比
		金 額	構成比	金 額	構成比	
建 設 機 械 関 連 事 業	建設機械関連商品	12,690	34.2%	12,071	36.0%	95.1%
	建設機械関連レンタル	4,025	10.9	3,940	11.8	97.9
	建設機械関連サービス	6,175	16.7	6,390	19.1	103.5
	計	22,891	61.8	22,402	66.9	97.9
産 業 ・ 鉄 構 機 械 等 関 連 事 業	産業機械関連製品	6,652	18.0	4,692	14.0	70.5
	産業機械関連商品	1,422	3.8	1,261	3.8	88.7
	鉄構機械関連製品	2,420	6.5	1,871	5.6	77.3
	産業機械関連その他	1,443	3.9	1,050	3.1	72.8
	計	11,939	32.2	8,875	26.5	74.3
介 護 用 品 関 連 事 業		1,377	3.7	1,432	4.3	103.9
そ の 他		837	2.3	768	2.3	91.7
合 計		37,046	100.0	33,478	100.0	90.4

## 1-2. 対処すべき課題

2022年3月期におけるわが国経済は、規模の縮小があるものの東京オリンピック・パラリンピック開催やワクチン接種の開始という経済活動の正常化に向けた動きなどもあり、緩やかな上向き傾向が続くとみられています。また、テレワークの拡大による住宅ニーズの高まりや自宅内消費など新しい生活様式に対応した需要の拡大、5Gの本格的普及、世界経済の回復などへも期待感が膨らんでいます。しかしながら、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の脅威は収まらず、緊急事態宣言発令による活動自粛再要請などの下振れリスクは大きく、今後も先行き不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループが関係する建設業界も、関連予算の執行による公共投資の底堅い推移が期待されるとともに、企業の設備投資についても不透明な部分はあるものの、機械投資を中心に持ち直しが期待されますが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことで、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経営環境下ではありますが、当社グループは中期3ヵ年経営計画の最終年度となる今期、更なる経営基盤の強化に努めてまいります。

また、当社は今期、大きな変革を迎えようとしています。当社、前田建設工業株式会社および前田道路株式会社の3社は、将来的に経営環境が著しく変化していくと予想するなかで、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考え、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合することについて、本年2月、基本合意に至りました。これまで以上にグループ内の力を結集することで、収益力の向上と新たな収益基盤の確立、技術開発やビッグデータの有効活用、デジタルツールの開発、人財育成をはじめとした経営資源の更なる強化をグループ全体として進めていく所存であります。

## 1-3. 資金調達等についての状況

### (1) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は18億93百万円で、その主なものは次のとおりであります。

賃貸用資産（建設機械関連事業）	8億21百万円
介護用備品（介護用品関連事業）	3億40百万円

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金および一部を借入金により賄いました。

## 1-4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 69 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 70 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 71 期 (当連結会計年度) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高(百万円)	36,694	36,505	37,046	33,478
経常利益(百万円)	1,932	1,753	1,932	1,515
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,338	942	1,277	998
1株当たり当期純利益(円)	83.46	58.68	79.99	62.84
総資産(百万円)	30,712	31,372	29,431	31,151
純資産(百万円)	11,153	11,490	12,129	13,973

(注) 第68期は、中期3ヵ年経営計画の2年目において、引き続きコアビジネスの強化、ビジネス領域の拡大に取り組んでまいりました。その結果、売上高および利益共に前年同期を上回ることができました。

第69期は、本年度を最終年度とする中期3ヵ年経営計画に基づき、その総仕上げとして更なる躍進を目指し取り組んでまいりましたが、市場環境は予想以上に厳しく、売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも前期を下回りました。

第70期は、新中期3ヵ年経営計画で目指す「成長の実現」に向け、「変化にすばやく対応する年」をスローガンに掲げ、イノベーションの推進による成長と利益の確保に取り組んでまいりました。その結果、売上高および利益共に前年同期を上回ることができました。

第71期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「1-1. 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

## 1-5. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

当社の親会社は前田建設工業株式会社であり、同社は当社の株式を7,115千株(議決権比率44.8%)保有しております。

当社は親会社と主として建設用資機材・製品の販売、レンタルなどの取引を行っております。

当社がこれらの取引をするに当たり、販売・レンタルについては市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。また土地等の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて交渉の上、取引金額を決定しております。

これらの取引は、当社の取締役会が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

## (2) 子会社の状況

会社名	議決権比率	主要な事業内容
株式会社マエダオールサポート	100%	保険代理業
株式会社ネオックス	100%	油圧機器の製造
株式会社サンネットワークマエダ	100%	介護用品卸レンタル

(注) 株式会社サンネットワークマエダは、2021年4月1日付で株式会社マエダオールサポートを吸収合併いたしました。

## (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 1-6. 主要な事業内容

### 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主要な内容
建設機械関連事業	油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ、環境リサイクル機械等の商品・部品の販売及びそれらに関する商品のレンタル・サービス
産業・鉄構機械等関連事業	クレーン製品、トンネル用機器、各種プラント、特装自動車、設備機械関連装置・情報関連機器製造装置の設計・製造・販売
介護用品関連事業	介護用品卸レンタル・販売事業等
その他	新分野製品企画及び販売、保険代理店業、車検・整備、油圧シリンダー製造・販売事業等

## 1-7. 企業集団の主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
東日本営業所	東京都文京区	三重営業所	三重県四日市市	株式会社マエダオールサポート	長野県長野市
西日本営業所	大阪府茨木市	長野営業所	長野県長野市	(株)ネオックス	新潟県津南町
名古屋支店	愛知県東郷町	山梨営業所	山梨県甲府市	株式会社サンネットワークマエダ	愛知県日進市
甲信支店	長野県松本市	長野工場	長野県長野市		

## 1-8. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
670名	11名(増)	42.4歳	17.9年

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 1-9. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	3,957
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,099
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	432
前 田 建 設 工 業 株 式 会 社	27

## 1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月24日開催の取締役会で、2021年10月1日に前田建設工業株式会社および前田道路株式会社と共同持株会社を設立することを決議し、同日株式移転に関わる基本合意書に調印いたしました。なお、この共同持株会社設立に関し、2021年6月22日開催予定の当社第71回定時株主総会において、共同株式移転計画承認に関する議案を承認いただく予定であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,100,000株(自己株式226,953株を含む)  
 (3) 株主数 2,094名  
 (4) 単元株式数 100株  
 (5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
前田建設工業株式会社	7,115	44.82
光が丘興産株式会社	1,224	7.71
株式会社三井住友銀行	793	5.00
株式会社みずほ銀行	699	4.40
株式会社八十二銀行	460	2.90
前田道路株式会社	345	2.17
明治安田生命保険相互会社	300	1.89
前田製作所社員持株会	221	1.40
三井住友ファイナンス&リース株式会社	180	1.13
損害保険ジャパン株式会社	153	0.96

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式(226,953株)を控除して計算しております。

### (6) 職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	36,400株	5名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塩 入 正 章	
取 締 役	一 木 雅 彦	建設機械本部長
取 締 役	加 藤 保 雄	経営管理本部長
取 締 役	羽場崎 富 章	産業機械本部長
取 締 役	伊 藤 正 義	技術本部長
取 締 役	田 原 悟	前田建設工業(株)常務執行役員
取 締 役	高 橋 聖 明	
常 勤 監 査 役	宮 澤 政 彦	
常 勤 監 査 役	田 嶋 良 二	
監 査 役	渡 邊 千 尋	
監 査 役	飯 塚 茂	

- (注) 1. 取締役田原悟氏、監査役飯塚茂氏は、2020年6月19日開催の第70回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役田原悟氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。
3. 監査役飯塚茂氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任する予定であります。
4. 取締役荘司利昭氏は、2020年6月19日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
5. 監査役中島秀樹氏は、2020年6月19日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
6. 取締役高橋聖明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役田嶋良二、渡邊千尋、飯塚茂の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 取締役高橋聖明、監査役渡邊千尋の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条に基づき取締役田原悟、高橋聖明の両氏、定款第40条に基づき監査役宮澤政彦、田嶋良二、渡邊千尋、飯塚茂の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

### (3) 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、当社のすべての取締役及び監査役を被保険者とした、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

### (4) 取締役会で選任された執行役員は次のとおりであります。(2021年4月1日付)

※印は取締役兼務者であります。

役名	氏名	職名
※執行役員社長	塩入正章	
※執行役員副社長	一木雅彦	建設機械本部長
※専務執行役員	加藤保雄	経営管理本部長
※常務執行役員	羽場崎富章	産業機械本部長
※常務執行役員	伊藤正義	技術本部長
執行役員	石田正巳	建設機械本部名古屋支店長
執行役員	市川深志	建設機械本部甲信支店長
執行役員	丸山祐司	産業機械本部営業統括部長
執行役員	小林武弘	産業機械本部製造統括部長

### (5) 取締役および監査役の報酬等の額

#### ① 報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	159	110	34	15	8
監査役	24	24	-	-	5

- (注) 1. 取締役の業績連動報酬等には、当事業年度に係る役員賞与引当金として計上した34百万円が、また、非金銭報酬等には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として15百万円が含まれています。
2. 取締役の金銭報酬の額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）は、2019年6月20日開催の第69回定時株主総会において、年額3億円以内（う

ち社外取締役分は年額5,000万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は1名)です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月21日開催の第68回定時株主総会において、株式報酬の額を年額3,600万円以内、株式数の上限を年70,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役は1名)です。

監査役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第69回定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役は3名)です。

3. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役4名であります。

## ② 報酬等の決定に関する方針

当社は、健全かつ持続的な成長に向け、役員がその能力を如何なく発揮し、その役割と責務を十分に果たすことを効果的に促す仕組みとして報酬制度が機能するよう、以下の方針に基づいて報酬を決定しております。

### 【基本的な考え方】

#### 報酬水準

- ・ 当社の期待に十分に答えることができる優秀な人材の確保・維持ができる報酬水準を設定します。
- ・ 報酬水準の妥当性を確保するため、社外の報酬調査データを参考の上、当社の業績状況、経済環境や業界動向を考慮し、適切な水準を決定します。

#### 報酬構成

- ・ 社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、短期業績連動報酬としての役員賞与、株価連動報酬としての株式報酬から構成します。
- ・ 基本報酬は、70%を役位を基に役割や責任に応じて支給する役割給、30%を各人の能力の発揮度合の評価により変動する成果給から構成します。
- ・ 役員賞与は、短期的な会社業績への反映を考慮した構成としています。
- ・ 株主との価値共有を高めるとともに、中長期的な視点での企業価値向上へのインセンティブを高めるため、報酬の一部を株式報酬とします。
- ・ 社外取締役および監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成します。

#### 報酬ガバナンス

- ・ 役員報酬の決定方針や報酬額の決定にあたっては、客観性・透明性・妥当性を確保することを重視し、代表取締役社長、社外取締役1名および社外監査役1名の計3名から構成する任意の報酬委員会を毎年開催し、その内容および方法を決定します。

- ・取締役の個別報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および役員賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、答申の内容に従って決定をします。取締役会は、報酬委員会が報酬原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

### 【報酬制度の概要】

取締役の報酬制度の概要は次のとおりです。

報酬の内訳

報酬の名称	月額報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬
報酬の特徴	基本報酬	短期インセンティブ	中期インセンティブ
現金／株式	金銭報酬		株式報酬
業績連動性	業績非連動	業績連動	業績非連動
基本構成比率	65%	25%	10%
総額限度枠	年額／3億円		年額／36百万円

- (注) 1. 報酬の基本構成比率は制度設計上の基本比率を示しており、業績により上記比率は変動します。  
2. 金銭報酬の総額限度枠には社外取締役の基本報酬も含めた金額となっております。

### 業績連動報酬

#### 賞与

- ・短期インセンティブ報酬として、毎事業年度の業績向上への貢献意識を高めることを目的としています。単年度の業績評価に応じて支給額を決定し、事業年度後一括支給します。個人別の役員賞与の支給額は、役位別に定められた基準額に、定量目標の業績連動係数を乗じて算出されます。定量目標の業績連動係数は、年間計画に基づき設定した税引前当期純利益の目標値に対する達成度に応じた業績評価（0～400%の範囲で変動）を採用しています。なお、当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためです。なお、当事業年度の税引前当期純利益の実績は損益計算書に記載のとおりです。

## 株式報酬の支給制限

- ・取締役を解任された場合、または任期中に辞任した場合(取締役会が正当な事由と認めた場合を除く)には、取締役会の決議により株式報酬の支給を制限します。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 橋 聖 明	取締役会20回のうち19回に出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 経営統合に関する特別委員会の委員長として、すべての委員会に出席し、答申を取り纏めております。
監 査 役	田 嶋 良 二	取締役会20回、また監査役会13回のすべてに出席し、長年に亘る業界に関する経験や知見に基づき、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監 査 役	渡 邊 千 尋	取締役会20回、監査役会13回のすべてに出席し、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、経営統合に関する特別委員会の委員として、すべての委員会に出席し、経営統合が少数株主にとって不利益とならないか確認する発言を適宜行っております。
監 査 役	飯 塚 茂	就任後開催の取締役会17回、監査役会11回のすべてに出席し、海外事業における豊富な経験と知見を活かし、取締役会・監査役会において有益な発言を適宜行っております。

- ④ 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

経営統合に係る意思決定に際し、取締役会の意思決定過程における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、取締役会において経営統合を行う旨の決定をすることが

当社の少数株主にとって不利益とならないことを確認することを目的とした特別委員会を主導し、経営統合が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申を頂いています。

- ⑤ 当社の報酬等の額および当社の親会社等または当社親会社等の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象員数	親会社等からの役員報酬額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
社外役員	19百万円	19百万円	—	—	5名	0円

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の氏名または名称

当社の会計監査人の名称  
EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

43百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、関係監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認および検討を行いました。審議の結果、監査役会は会計監査人の報酬について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「マエダ企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守ならびに企業倫理の浸透を率先垂範して行っております。また、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスおよびCSR活動の現状の把握・評価と今後の方針について審議しております。さらに、取締役は法令および定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切に保存および管理を行っております。

また、監査役が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理方針」および「リスク管理規程」を制定し、これに基づき「マエダ企業行動憲章」を阻害するリスクを管理しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織規程」および「職務権限規程」に基づき、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行っております。

また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図っております。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査室が、適正な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施しております。

また、CSR推進室が、法令遵守ならびに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進しております。さらに「企業行動ヘルプライン・ホットライン」（内部通報制度）を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行っております。

- ⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、定期的に「関係会社社長会」を開催するとともに、「関係会社規程」に基づき、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行することにより、グループ企業の総合的な事業の発展を図っております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人を置くことを求められた場合にはこれに対応し、当該使用人の人事に関しては、監査役の同意を得ることとしております。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社は、経営に関する重要事項は取締役会ならびに執行役員会に報告しております。  
また、取締役および使用人は、職務執行に関し重大な法令、定款違反および不正行為の事実または会社に著しい損害をおよぼす事実を知ったときには、監査役に報告することとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定期的に会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保しております。
- ⑩ 財務報告に係る内部統制を確保するための体制  
当社は、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うための関連規程を制定し、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、その評価・改善を継続的に行っております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、当社は、社会正義および社会的責任の観点から、社会の秩序と安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体との関係を一切遮断することを基本方針としております。  
当社は、この基本方針を「マエダ企業行動憲章」として定め、全社員に対し、会社の意思を表明するとともにコンプライアンス研修会を実施するなど、全社レベルでの浸透を図っております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「マエダ企業行動憲章」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備と適切な運用に努めております。

当社は、コンプライアンス委員会を4回開催し、法令違反・内部通報等のないことを確認いたしました。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成し、監査役4名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は代表取締役の指揮・監督のもと各自の権限および責任の範囲で職務を執行しました。

監査室およびCSR推進室は、法令・社内規程の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を取締役に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況の監査を行いました。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

## (4) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様へ安定的な利益還元を行うため、建設投資に左右されない企業体質を実現することが経営の最重要課題と考えております。配当につきましては業績に応じて行うことを基本としたうえで、配当性向と内部留保充実による企業体質強化を勘案して決定することを基本方針といたしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>18,103,315</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,031,218</b>
現金及び預金	5,590,484	買掛金	6,551,461
受取手形及び売掛金	8,618,748	短期借入金	4,121,029
たな卸資産	3,633,819	リース債務	135,202
未収入金	235,498	未払法人税等	406,865
その他	66,417	賞与引当金	625,350
貸倒引当金	△41,652	役員賞与引当金	44,110
<b>固定資産</b>	<b>13,048,155</b>	その他	1,147,199
<b>有形固定資産</b>	<b>10,245,975</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,146,550</b>
貸与資産	3,785,772	長期借入金	1,469,314
建物及び構築物	2,034,367	リース債務	439,940
機械装置及び運搬具	530,270	繰延税金負債	228,159
土地	3,072,136	退職給付に係る負債	1,874,816
リース資産	546,140	その他	134,320
その他	277,287	<b>負債合計</b>	<b>17,177,769</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>94,868</b>	<b>純資産の部</b>	
借地権	41,148	<b>株主資本</b>	<b>12,508,446</b>
ソフトウェア	53,478	資本金	3,160,000
その他	242	資本剰余金	111,020
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,707,311</b>	利益剰余金	9,346,616
投資有価証券	2,553,013	自己株式	△109,190
繰延税金資産	47,077	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,465,255</b>
その他	169,266	その他有価証券評価差額金	1,258,698
貸倒引当金	△62,046	退職給付に係る調整累計額	206,556
		<b>純資産合計</b>	<b>13,973,701</b>
<b>資産合計</b>	<b>31,151,470</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>31,151,470</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	33,478,804
売上原価	26,647,320
売上総利益	6,831,483
販売費及び一般管理費	5,420,182
営業利益	1,411,301
営業外収益	
受取利息	16,485
受取配当金	57,813
為替差益	16,746
不動産賃貸料	21,977
助成金収入	16,789
その他	34,211
営業外費用	
支払利息	34,214
有形売却損	8,005
減価償却費	6,509
その他	11,272
経常利益	1,515,321
特別損失	
固定資産除却損	7,795
減損損失	264
投資有価証券評価損	44,048
税金等調整前当期純利益	1,463,213
法人税、住民税及び事業税	503,196
法人税等調整額	△38,609
当期純利益	998,627
親会社株主に帰属する当期純利益	998,627

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,160,000	111,213	8,506,737	△110,631	11,667,319
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△158,748		△158,748
親会社株主に帰属する当期純利益			998,627		998,627
自 己 株 式 の 取 得				△22,224	△22,224
自 己 株 式 の 処 分		△192		23,666	23,473
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	△192	839,878	1,441	841,126
当 期 末 残 高	3,160,000	111,020	9,346,616	△109,190	12,508,446

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	454,481	7,291	461,773	12,129,092
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△158,748
親会社株主に帰属する当期純利益				998,627
自 己 株 式 の 取 得				△22,224
自 己 株 式 の 処 分				23,473
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額 )	804,217	199,264	1,003,482	1,003,482
当 期 変 動 額 合 計	804,217	199,264	1,003,482	1,844,609
当 期 末 残 高	1,258,698	206,556	1,465,255	13,973,701

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲等に関する事項

連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 (株)マエダオールサポート、(株)ネオックス、(株)サンネットワークマエダ

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

時 価 の あ る も の……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価については移動平均法により算定）

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法

##### (ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・仕掛品……………個別法

原 材 料……………主に移動平均法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

貸 与 資 産……自走式作業機械及び介護用品については定額法、その他については定率法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

賃貸用機械 6年

介護用品 1～8年

その他資産……定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

##### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

- (ハ) リース資産
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
  - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - (イ) 貸倒引当金
    - 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
  - (ロ) 賞与引当金
    - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (ハ) 役員賞与引当金
    - 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) その他
  - (イ) 消費税等の会計処理
    - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
    - ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払消費税に計上し、5年で均等償却を行っております。
  - (ロ) 外貨建資産の本邦通貨への換算基準
    - 外貨建金銭債権は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
  - (ハ) 退職給付に係る会計処理の方法
    - 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
    - ①退職給付見込額の期間帰属方法
      - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
      - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
      - 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「減価償却費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「減価償却費」は6,003百万円であります。

#### 4. 追加情報

##### (共同持株会社設立による経営統合)

当社、前田建設工業株式会社（以下「前田建設」という。）及び前田道路株式会社（以下「前田道路」といい、前田建設、前田道路および前田製作所を総称して「3社」という。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」という。）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」という。）について、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結しました。また、2021年5月14日に開催する各社取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を承認する予定です。

なお、本件につきましては、2021年6月22日（当社）、2021年6月23日（前田建設）、2021年6月25日（前田道路）開催の各社の定時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

##### 1. 本株式移転の目的

今後将来的に経営環境が著しく変化していく中で、グループ全体が一体となって永続的成長を遂げるためには、3社がこれまで以上に連携を強め、環境変化に対応できる強固な経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えています。本経営統合による持株会社体制への移行を通じ、グループ戦略を一体となって遂行することは、3社ひいてはグループ全体の企業価値向上に資するものと確信しています。

##### 2. 本株式移転の要旨

###### (1) 本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（3社）	2021年2月24日（水）
経営統合に関する基本合意書締結（3社）	2021年2月24日（水）
定時株主総会に係る基準日（3社）	2021年3月31日（水）
経営統合契約書および株式移転計画承認取締役会（3社）	2021年5月14日（金）（予定）
経営統合契約書締結および株式移転計画作成（3社）	2021年5月14日（金）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（当社）	2021年6月22日（火）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（前田建設）	2021年6月23日（水）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（前田道路）	2021年6月25日（金）（予定）
東京証券取引所最終売買日（3社）	2021年9月28日（火）（予定）
東京証券取引所上場廃止日（3社）	2021年9月29日（水）（予定）
統合予定日（共同持株会社設立登記日）	2021年10月1日（金）（予定）
共同持株会社株式上場日	2021年10月1日（金）（予定）

上記は現時点での予定であり、本経営統合の承認手続の進行その他の事由により、必要な場合には、3社で協議し合意の上で変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

3社を株式移転完全子会社、共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	前田建設	前田道路	前田製作所
株式移転比率	1.00	2.28	0.58

(注1) 算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株とします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：391,584,459株

上記は、当社の発行済株式総数16,100,000株（2021年3月31日時点）、前田建設の発行済株式総数194,608,482株（2021年3月31日時点）および前田道路の発行済株式総数89,159,453株（2021年3月31日時点）に基づいて算出しています。なお、3社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（当社：226,953株、前田建設：146,223株、前田道路：6,740,228株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定していません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(4) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定です。

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響について)

新型コロナウイルスの感染拡大による当社グループの業績への影響については、引き続き一時的な需要低下による売上への影響があると予想されますが、経済活動の正常化に向けた政策により、当社グループの業績は緩やかな上昇傾向が継続し、前連結会計年度並みの水準に戻ることを仮定しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

商品及び製品	1,672,722千円
仕掛品	882,546千円
原材料及び貯蔵品	1,078,549千円
計	<u>3,633,819千円</u>

(2) 担保に供されている資産

建物	384,328千円
土地	61,471千円
投資有価証券	1,983,136千円
計	<u>2,428,937千円</u>

(上記に対応する債務)

短期借入金	3,400,000千円
一年以内返済予定長期借入金	635,558千円
長期借入金	1,454,484千円
計	<u>5,490,042千円</u>

(3) 受取手形裏書譲渡高

36,965千円

(4) 手形債権流動化による譲渡高

1,147,911千円

(5) 手形債権流動化による受取手形譲渡代金未収金

未収入金

189,460千円

(6) 親会社の前田建設工業㈱が導入しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による借入金27,311千円が短期借入金に含まれております。

(7) 有形固定資産の減価償却累計額

23,399,706千円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社は、自社利用の事業資産について建設機械関連事業においては支店単位で、産業・鉄構機械等関連事業及びその他事業においては事業毎に、賃貸資産及び遊休資産については、個別物件毎にグルーピングしております。また、子会社については各子会社毎にグルーピングしております。

遊休資産の時価の下落に伴い、下記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額264千円を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (減損損失資産)

場 所	用 途	種 類	減損損失
長野県長野市	遊休資産	土地	179千円
新潟県胎内市	遊休資産	土地	84千円
合 計			264千円

なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額を採用し、路線価等に基づき算定しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,100,000株

### (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	158,748	10.00	2020年3月31日	2020年6月22日

### (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月22日開催予定の定時株主総会において、次の通り付議する予定であります。

#### ・普通株式の配当に関する事項

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 158,730千円  |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額 | 10円        |
| ④ 基準日      | 2021年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日    | 2021年6月23日 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関（銀行）からの借入及び親会社の前田建設工業㈱が導入しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による借入並びに手形債権流動化によっております。

借入金の使途は運転資金であります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、すべて設備投資を目的としております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、各事業部における管理部門が取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、新規の取引先については、信用状況を把握する体制としております。また、債権管理規則に則ってリスクの特定及びその見直しを行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規則に準じて同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金並びにファイナンス・リース取引に係るリース債務の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、親会社の前田建設工業㈱が導入しているCMS借入金利相当での調達金利となっております。また、当社グループは各社が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 千円）

	連結貸借対照表 計上額 (*2)	時 価 (*2)	差 額
(1) 現金及び預金	5,590,484	5,590,484	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	8,618,748 △40,619		
	8,578,128	8,578,128	—
(3) 未収入金 貸倒引当金(*1)	235,498 △1,033		
	234,465	234,465	—
(4) 投資有価証券	2,525,620	2,525,620	—
(5) 買掛金	(6,551,461)	(6,551,461)	—
(6) 短期借入金	(4,121,029)	(4,121,029)	—
(7) 未払法人税等	(406,865)	(406,865)	—
(8) リース債務	(575,142)	(575,142)	—
(9) 長期借入金	(1,469,314)	(1,454,544)	△14,769

(\*1) 対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 買掛金及び(6)短期借入金並びに(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

リース債務の時価については、原則的計上処理により時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、新規に長期借入れによる調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額27,393千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	880円34銭
1株当たり当期純利益	62円84銭

11. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>17,300,623</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,582,877</b>
現金及び預金	5,118,762	買掛金	6,502,174
受取手形	2,185,119	短期借入金	3,400,000
売掛金	6,163,204	関係会社短期借入金	27,311
商品及び製品	1,596,193	1年内返済予定の長期借入金	635,558
仕掛品	867,599	リース債務	134,476
原材料及び貯蔵品	1,008,622	未払金	284,030
前払費用	50,326	未払費用	264,741
未収入金	229,309	未払法人税等	354,700
その他	121,221	未払消費税等	187,883
貸倒引当金	△39,735	前受金	161,382
<b>固定資産</b>	<b>12,493,021</b>	預り金	61,358
<b>有形固定資産</b>	<b>8,821,919</b>	賞与引当金	535,260
貸与資産	2,804,173	役員賞与引当金	34,000
建築物	1,624,328	<b>固定負債</b>	<b>4,083,904</b>
構築物	203,017	長期借入金	1,454,484
機械及び装置	459,013	リース債務	439,093
車両運搬具	7,818	繰延税金負債	228,159
工具、器具及び備品	71,764	退職給付引当金	1,927,400
土地	2,936,341	資産除去債務	22,630
リース資産	544,615	その他	12,136
建設仮勘定	170,845	<b>負債合計</b>	<b>16,666,782</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>91,502</b>	<b>純資産の部</b>	
借地権	41,148	<b>株主資本</b>	<b>11,868,163</b>
ソフトウェア	50,127	資本金	3,160,000
その他	227	資本剰余金	111,020
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,579,599</b>	資本準備金	100,000
投資有価証券	2,553,013	その他資本剰余金	11,020
関係会社株式	50,000	<b>利益剰余金</b>	<b>8,706,333</b>
出資金	92	利益準備金	400,000
従業員に対する長期貸付金	10,111	その他利益剰余金	8,306,333
関係会社長期貸付金	2,282,599	別途積立金	6,100,000
破産更生債権等	17,548	繰越利益剰余金	2,206,333
長期前払費用	21,205	<b>自己株式</b>	<b>△109,190</b>
その他	102,060	評価・換算差額等	1,258,698
貸倒引当金	△1,457,031	その他有価証券評価差額金	1,258,698
<b>資産合計</b>	<b>29,793,644</b>	<b>純資産合計</b>	<b>13,126,862</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>29,793,644</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	31,305,168
売上原価	25,577,398
売上総利益	5,727,770
販売費及び一般管理費	4,539,767
営業利益	1,188,003
営業外収益	
受取利息	25,049
為替差益	16,746
受取配当金	57,813
不動産賃貸料	80,917
その他	35,247
営業外費用	
支払利息	30,012
有形売却損	8,005
減価償却費	45,670
その他	14,383
経常利益	1,305,705
特別損失	
固定資産除却損	363
減損損失	264
投資有価証券評価損	44,048
税引前当期純利益	1,261,029
法人税、住民税及び事業税	413,545
法人税等調整額	△36,729
当期純利益	884,213

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合計
別途積立金	繰越利益 剰余金							
当 期 首 残 高	3,160,000	100,000	11,213	111,213	350,000	5,300,000	2,330,868	7,980,868
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					50,000		△208,748	△158,748
当期純利益							884,213	884,213
自己株式の取得								
自己株式の処分			△192	△192				
別途積立金の積立						800,000	△800,000	-
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	△192	△192	50,000	800,000	△124,535	725,464
当 期 末 残 高	3,160,000	100,000	11,020	111,020	400,000	6,100,000	2,206,333	8,706,333

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△110,631	11,141,450	454,481	454,481	11,595,932
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△158,748			△158,748
当期純利益		884,213			884,213
自己株式の取得	△22,224	△22,224			△22,224
自己株式の処分	23,666	23,473			23,473
別途積立金の積立		-			-
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)			804,217	804,217	804,217
当期変動額合計	1,441	726,712	804,217	804,217	1,530,930
当 期 末 残 高	△109,190	11,868,163	1,258,698	1,258,698	13,126,862

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ・その他有価証券

時 価 の ある も の……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価については移動平均法により算定）

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法

###### ・子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

##### (ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 ・ 製 品 ・ 仕 掛 品……………個別法

原 材 料……………主に移動平均法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

貸 与 資 産……自走式機械については定額法、その他については定率法によっております。  
主な耐用年数は次のとおりであります。

賃貸用機械	6年
-------	----

その他資産……定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
----	-------

機械及び装置	2～17年
--------	-------

##### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

#### (ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (ハ) 役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (ニ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### (4) その他計算書類作成のための重要な事項

#### (イ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (ロ) 外貨建資産の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (ハ) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

## 2. 追加情報

### (共同持株会社設立による経営統合)

「連結計算書類 4. 追加情報 共同持株会社設立による経営統合」に記載した内容と同一になります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	306,754千円
短期金銭債務	96,580千円

#### (2) 担保に供されている資産

建 物	384,328千円
土 地	61,471千円
投資有価証券	1,983,136千円
計	2,428,937千円

#### (上記に対応する債務)

短期借入金	3,400,000千円
一年以内返済予定長期借入金	635,558千円
長期借入金	1,454,484千円
計	5,490,042千円

(3) 受取手形裏書譲渡高	16,499千円
(4) 手形債権流動化による譲渡高	1,147,911千円
(5) 手形債権流動化による受取手形譲渡代金未収金	
未 収 入 金	189,460千円
(6) 有形固定資産の減価償却累計額	19,518,845千円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

売 上 高	1,068,449千円
仕 入 高	432,041千円
販売費及び一般管理費	47,800千円
営業取引以外の取引高	133,688千円

#### (2) 減損損失

当社は、自社利用の事業資産について建設機械関連事業においては支店単位で、産業・鉄構機械等関連事業及びその他事業においては事業毎に、賃貸資産及び遊休資産については、個別物件毎にグルーピングしております。

遊休資産の時価の下落に伴い、下記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額264千円を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (減損損失資産)

場 所	用 途	種 類	減損損失
長野県長野市	遊休資産	土 地	179千円
新潟県胎内市	遊休資産	土 地	84千円
合 計			264千円

なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額を採用し、路線価等に基づき算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普通株式 226,953株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	456,513千円
賞与引当金	163,254千円
退職給付引当金	590,271千円
減価償却超過額	40,359千円
減損損失	111,778千円
その他	184,089千円
繰延税金資産小計	1,546,268千円
評価性引当額	△1,237,248千円
繰延税金資産合計	309,020千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△533,752千円
資産除去債務に対応する除去費用	△3,427千円
繰延税金負債合計	△537,179千円
繰延税金負債の純額	△228,159千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

1年以内	14,688千円
1年超	132,272千円
合計	146,960千円

(貸主側)

1年以内	6,258千円
1年超	9,387千円
合計	15,645千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び主要株主等

属性	名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	前田建設工業(株)	東京都千代田区	28,463,349	総合建設業	直接 44.8 間接 2.9 (7.7)	当社製品の販売 役員の兼任	建設用資機材・製品の販売、レンタル (注1)	1,059,315	受取手形及び売掛金	196,860
							資金の借入 (注2)	544,966	短期借入金	27,311
							利息の支払 (注2)	176	—	—

#### 取引条件及び取引の決定方針等

- (注) 1 建設用資機材・製品の販売、レンタルについては、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- 2 資金の借入については、前田建設工業(株)が導入したCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参加しております。借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。
- 3 議決権等の被所有割合欄の（ ）内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で、外数であります。
- 4 取引に係る債権・債務の金額には消費税等を含んでおり、取引金額には含んでおりません。

## (2) 子会社及び関連会社等

属性	名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ネオックス	新潟県 津南町	10,000	油圧機器 の製造	直接 100.0	事業資金の貸付 役員の兼任	貸付金の返済 (注1)	19,200	長期貸付金 (注3)	1,870,500
							利息の受取 (注1)	6,959	未収入金	588
							機械装置等の賃貸 (注2)	36,186	—	—
子会社	㈱マエダ オールサ ポート	長野県 長野市	50,000	保険代理業	直接 100.0	事業資金の貸付 役員の兼任	貸付金の返済 (注1)	—	長期貸付金 (注3)	180,000
子会社	㈱サンネ ットワー クマエダ	愛知県 東海市	50,000	介護用品 卸レンタル 販売	直接 100.0	事業資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	150,000	短期貸付金	107,844
							貸付金の返済 (注1)	94,948	長期貸付金	232,099
							利息の受取 (注1)	1,605	—	—
							土地建物の賃貸 (注2)	21,853	—	—

## 取引条件及び取引の決定方針等

- (注) 1 貸付金については、返済期間を定め分割としております。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、㈱マエダオールサポートに対する貸付金については、金利を減免しております。
- 2 土地建物・機械装置等の賃貸については、類似の取引実勢を勘案し交渉の上、賃貸料金額を決定しております。
- 3 ㈱ネオックスへの長期貸付金及び㈱マエダオールサポートへの長期貸付金に対し、合計1,394,985千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計38,384千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
- 4 取引金額及び期末残高には消費税等を含んでおりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	826円99銭
1株当たり当期純利益	55円64銭

10. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社前田製作所  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社前田製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社前田製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田建設工業株式会社及び前田道路株式会社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社前田製作所  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社前田製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田建設工業株式会社及び前田道路株式会社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

## 株式会社前田製作所 監査役会

常勤監査役	宮澤政彦	Ⓔ
常勤監査役	田嶋良二	Ⓔ
監査役	渡邊千尋	Ⓔ
監査役	飯塚茂	Ⓔ

(注) 常勤監査役田嶋良二、監査役渡邊千尋及び飯塚茂は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上